

高圧ガス保安協会手数料表

昭和62年5月1日 制定

令和8年6月12日 改定

特別民間法人
高圧ガス保安協会

(認可手数料)

I 高圧ガス保安協会業務方法書(以下「方法書」という。)第66条第1項に規定する手数料の額は、次のとおりとする。

(※の手数料は消費税込み。その他は非課税)

1. 受講料

(1) 方法書第7条の高圧ガス製造保安係員等の講習

区 分	手 数 料
イ. 高圧ガス製造保安係員	11,900 円
ロ. 高圧ガス製造保安主任者	14,400 円
ハ. 高圧ガス製造保安企画推進員	14,400 円

※(2) 方法書第8条の試験科目免除講習(検定料を含む。)

区 分	手 数 料	
イ. 製造講習	甲種化学	28,100 円
	乙種化学	24,200 円
	丙種化学液石	24,200 円
	丙種化学特別	24,200 円
	甲種機械	28,100 円
	乙種機械	24,200 円
	第一種冷凍機械	28,100 円
	第二種冷凍機械	24,200 円
	第三種冷凍機械	17,500 円
(ただし、乙種化学講習、丙種化学液石講習、丙種化学特別講習又は乙種機械講習を受ける者のうち、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則第4条第2項の規定の適用を受けるものの受講料(検定料を含む。))については同額、第3項の規定の適用を受けるものの受講料(検定料を含む。))については、11,100 円とする。)		
ロ. 販売講習	第一種販売	16,700 円
	第二種販売	16,700 円

(3) 方法書第9条の移動監視者講習(検定料を含む。)

区 分	手 数 料
移動監視者講習	13,200 円
移動監視者講習(液化石油ガス)	15,600 円

(4) 方法書第10条の特定高圧ガス取扱主任者講習(検定料を含む)

区 分	手 数 料
特定高圧ガス取扱主任者講習	13,800 円

(5) 方法書第11条の業務主任者講習

区 分	手 数 料
業務主任者講習	5,700 円

(6) 方法書第12条の液化石油ガス設備士再講習

区 分	手 数 料
液化石油ガス設備士再講習	5,900 円

(7) 方法書第13条の業務主任者の代理者講習(検定料を含む。)

区 分	手 数 料
業務主任者の代理者講習	16,200 円

(8) 方法書第14条の充てん作業再講習

区 分	手 数 料
充てん作業再講習	8,950 円

(9) 方法書第15条の液化石油ガス設備士の認定に係る講習

区 分	手 数 料
液化石油ガス設備士の認定に係る講習	3,680 円

(10) 方法書第17条の保安業務員講習(検定料を含む。)

区 分	手 数 料
保安業務員講習	15,200 円

(11) 方法書第18条の調査員講習(検定料を含む。)

区 分	手 数 料
調査員講習	8,700 円

(12) 方法書第19条の充てん作業講習

区 分	手 数 料
イ. 座学 (修了試験料を含む。)	16,100 円
ロ. 実習	32,000 円
ハ. 科目免除者 (修了試験料を含む。)	12,700 円

(13) 方法書第57条の液化石油ガス設備士講習(筆記試験料を含む。)

区 分	手 数 料
イ. 第1講習	128,900 円
ロ. 第2講習及び第3講習	16,100 円

(14) 方法書第57条第3項及び第4項の液化石油ガス設備士講習に係る修了試験

区 分	手 数 料
技能試験 (材料費を含む)	20,200 円

2. 国内検査等手数料

(1) 方法書第27条の完成検査

区 分	手 数 料	
イ. 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造許可に係る完成検査	(イ) 高圧ガス製造設備 ((ロ)、(ハ) 及び (二) を除く。)	
	処理容積10,000,000m ³ 以上の設備	440,000 円
	1,000,000m ³ 以上 10,000,000m ³ 未満	267,300 円
	500,000m ³ 以上 1,000,000m ³ 未満	173,000 円
	100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満	110,000 円
	25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	86,400 円
	5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	67,600 円
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	53,500 円
	200m ³ 以上 1,000m ³ 未満	42,400 円
	100m ³ 以上 200m ³ 未満	24,500 円
	(ロ) 高圧ガス製造設備 (移動式製造設備のもの)	
	処理容積10,000,000m ³ 以上の設備	71,600 円
	5,000,000m ³ 以上 10,000,000m ³ 未満	59,000 円
	1,000,000m ³ 以上 5,000,000m ³ 未満	47,300 円
	500,000m ³ 以上 1,000,000m ³ 未満	34,700 円
	100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満	21,300 円
	25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	16,500 円
5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	12,600 円	
1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	10,200 円	
200m ³ 以上 1,000m ³ 未満	8,680 円	
100m ³ 以上 200m ³ 未満	5,770 円	
(ハ) 高圧ガス製造設備 (冷凍のためのもの)		
冷凍能力3,000トン以上の設備	91,200 円	
1,000トン以上 3,000トン未満	72,000 円	
300トン以上 1,000トン未満	55,900 円	
100トン以上 300トン未満	43,900 円	
20トン以上 100トン未満	28,900 円	
(二) 液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガス法に基づく完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められたもの	6,400 円	

ロ. 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造施設等変更許可に係る完成検査	(イ) 高圧ガス製造設備（(ロ)、(ハ)及び(ニ)を除く。） 変更後の処理容積が10,000,000m ³ 以上増加する場合	290,800 円
	1,000,000m ³ 以上 10,000,000m ³ 未満	173,000 円
	500,000m ³ 以上 1,000,000m ³ 未満	117,900 円
	100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満	73,100 円
	25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	54,200 円
5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	48,000 円	
1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	44,800 円	
200m ³ 以上 1,000m ³ 未満	30,800 円	
200m ³ 未満	20,500 円	
その他の場合	12,700 円	
(ロ) 高圧ガス製造設備（移動式製造設備のもの） 変更後の処理容積が10,000,000m ³ 以上増加する場合	5,000,000m ³ 以上 10,000,000m ³ 未満	51,200 円
	1,000,000m ³ 以上 5,000,000m ³ 未満	41,700 円
	500,000m ³ 以上 1,000,000m ³ 未満	34,700 円
	100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満	24,400 円
	25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	14,100 円
	5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	11,000 円
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	9,520 円
	200m ³ 以上 1,000m ³ 未満	7,270 円
	200m ³ 未満	6,430 円
	その他の場合	4,060 円
(ハ) 高圧ガス製造設備（冷凍のためのもの） 変更後の冷凍能力が3,000ト以上増加する場合	1,000ト以上 3,000ト未満	56,700 円
	300ト以上 1,000ト未満	50,700 円
	100ト以上 300ト未満	44,900 円
	100ト未満	30,500 円
	その他の場合	24,000 円
(ニ) 液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法に基づく完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められたもの	13,300 円	
6,400 円		
ハ. 高圧ガス保安法に基づく第一種貯蔵所設置許可に係る完成検査	19,600 円	
ニ. 高圧ガス保安法に基づく第一種貯蔵所位置等変更許可に係る完成検査 変更後の貯蔵容積が増加する場合	11,000 円	
その他の場合	8,710 円	
ホ. 液化石油ガス法に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置許可に係る完成検査	32,600 円に貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設を除く。）の数を乗じて得た額と 6,120 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	
ヘ. 液化石油ガス法に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の変更許可に係る完成検査	25,300 円に貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設を除く。）の数を乗じて得た額と 6,120 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	
ト. 液化石油ガス法に基づく充てん設備の設置許可に係る完成検査	37,900 円に充てん設備の数を乗じて得た金額	
チ. 液化石油ガス法に基づく充てん設備の変更許可に係る完成検査	28,400 円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額	

(2) 方法書第27条の2の輸入検査

区 分	手 数 料
イ. 容積1,000m ³ 以上（液化ガスにあっては、質量10t以上）の高圧ガス	28,300 円
ロ. 容積300m ³ 以上 1,000m ³ 未満（液化ガスにあっては、質量3t以上10t未満）の高圧ガス	22,100 円
ハ. 容積300m ³ 未満（液化ガスにあっては、質量3t未満）の高圧ガス	13,600 円

(3) 方法書第29条の保安検査

区 分	手 数 料	
イ. 高圧ガス製造設備 （口及びハを除く。）	処理容積10,000,000m ³ 以上の設備	638,800 円
	1,000,000m ³ 以上 10,000,000m ³ 未満	387,500 円
	500,000m ³ 以上 1,000,000m ³ 未満	261,900 円
	100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満	157,100 円
	25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	125,700 円
	5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	99,500 円
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	78,700 円
	200m ³ 以上 1,000m ³ 未満	62,900 円
	100m ³ 以上 200m ³ 未満	34,700 円
	ロ. 高圧ガス製造設備 （移動式のもの）	処理容積10,000,000m ³ 以上の設備
5,000,000m ³ 以上 10,000,000m ³ 未満		83,900 円
1,000,000m ³ 以上 5,000,000m ³ 未満		67,200 円
500,000m ³ 以上 1,000,000m ³ 未満		49,400 円
100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満		32,500 円
25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満		23,100 円
5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満		21,100 円
1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満		15,800 円
200m ³ 以上 1,000m ³ 未満		12,600 円
100m ³ 以上 200m ³ 未満		8,080 円
ハ. 高圧ガス製造設備 （冷凍のためのもの）	冷凍能力3,000t以上の設備	126,700 円
	1,000t以上 3,000t未満	99,100 円
	300t以上 1,000t未満	79,400 円
	100t以上 300t未満	61,600 円
	20t以上 100t未満	42,800 円
（ただし、会長が委嘱した者が実施する検査の手数料については、別に定める。）		
ニ. 液化石油ガス法に基づくもの	28,300 円	

(4) 方法書第28条及び第30条の認定完成検査・保安検査実施者の認定に係る調査

区 分	手 数 料
イ. 完成検査実施者の認定に係る調査	2,037,000 円
施設の追加	833,400 円
ロ. 保安検査実施者の認定に係る調査（連続運転）	2,854,000 円
施設の追加	1,235,000 円
ハ. 保安検査実施者の認定に係る調査（停止）	2,487,000 円
施設の追加	1,031,000 円
ニ. イ+ロの調査	3,840,000 円
ホ. イ+ハの調査	3,471,000 円
ヘ. ロ+ハの調査	4,035,000 円
ト. イ+ロ+ハの調査	4,657,000 円

(5) 方法書第33条の容器検査及び容器再検査

A 次に掲げる容器検査

- ① 「容器保安規則の機能性基準の運用について」の別表第2に掲げる例示基準に基づく容器検査
- ② 方法書第3条の2の審査の結果（公開されたものを含む。）に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査
- ③ 方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく容器検査
- ④ 方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査
- ⑤ 方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査

	区 分	手数料（1個につき）
イ. 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器検査	内容積1,000ℓ以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで	1個につき 15,800 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 1,680 円を加算した額
	11個目から 50個目まで	1個につき 4,740 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 505 円を加算した額
	51個目から	1個につき 2,410 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 256 円を加算した額
	500ℓ以上1,000ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで	15,800 円
	11個目から 50個目まで	4,740 円
	51個目から	2,410 円
	500ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで	6,660 円
11個目から 50個目まで	2,180 円	
51個目から	1,100 円	
ロ. 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器検査及び圧縮水素自動車燃料装置用容器（イを除く。）	内容積150ℓ以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	1個につき 317 円に10ℓ又はその端数を増すごとに 59 円を加算した額
	101個目から 200個目まで	283 円
	201個目から 400個目まで	172 円
	401個目から 600個目まで	114 円
	601個目から	91 円
	30ℓ以上150ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	317 円
	101個目から 200個目まで	283 円
	201個目から 400個目まで	172 円
	401個目から 600個目まで	114 円
	601個目から	91 円
	5ℓ以上30ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	267 円
	101個目から 200個目まで	237 円
	201個目から 400個目まで	135 円
	401個目から 600個目まで	94 円
	601個目から	76 円
1ℓ以上5ℓ未満の容器		
同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	191 円	
101個目から 200個目まで	156 円	
201個目から 400個目まで	95 円	
401個目から 600個目まで	66 円	
601個目から	49 円	

	<p>1%未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 100個目まで 151 円</p> <p>101個目から 200個目まで 132 円</p> <p>201個目から 400個目まで 82 円</p> <p>401個目から 600個目まで 53 円</p> <p>601個目から 42 円</p>	
ハ. 高強度鋼容器検査 (イ又はロを除く。)	<p>内容積30%以上の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 100個目まで</p> <p>101個目から 200個目まで</p> <p>201個目から 400個目まで</p> <p>401個目から 600個目まで</p> <p>601個目から</p> <p>5%以上30%未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 100個目まで</p> <p>101個目から 200個目まで</p> <p>201個目から 400個目まで</p> <p>401個目から 600個目まで</p> <p>601個目から</p> <p>1%以上5%未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 100個目まで</p> <p>101個目から 200個目まで</p> <p>201個目から 400個目まで</p> <p>401個目から 600個目まで</p> <p>601個目から</p> <p>1%未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 100個目まで</p> <p>101個目から 200個目まで</p> <p>201個目から 400個目まで</p> <p>401個目から 600個目まで</p> <p>601個目から</p>	<p>1個につき 230 円に10%又はその端数を増すごとに 4 円を加算した額</p> <p>195 円</p> <p>120 円</p> <p>78 円</p> <p>68 円</p> <p>230 円</p> <p>195 円</p> <p>120 円</p> <p>78 円</p> <p>68 円</p> <p>160 円</p> <p>140 円</p> <p>89 円</p> <p>60 円</p> <p>43 円</p> <p>137 円</p> <p>128 円</p> <p>71 円</p> <p>49 円</p> <p>38 円</p>
二. イ～ハ以外の継目なし 容器検査	<p>内容積1,000%以上の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 10個目まで</p> <p>11個目から 50個目まで</p> <p>51個目から</p> <p>500%以上 1,000%未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 10個目まで</p> <p>11個目から 50個目まで</p> <p>51個目から</p> <p>150%以上 500%未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 100個目まで</p> <p>101個目から 200個目まで</p> <p>201個目から 400個目まで</p> <p>401個目から 600個目まで</p> <p>601個目から</p>	<p>1個につき 7,280 円に 1,000%又はその端数を増すごとに 398 円を加算した額</p> <p>1個につき 2,190 円に 1,000%又はその端数を増すごとに 124 円を加算した額</p> <p>1個につき 1,110 円に 1,000%又はその端数を増すごとに 61 円を加算した額</p> <p>7,280 円</p> <p>2,190 円</p> <p>1,110 円</p> <p>832 円</p> <p>793 円</p> <p>473 円</p> <p>320 円</p> <p>256 円</p>

	<p>30ℓ以上 150ℓ未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 212 円 101個目から 200個目まで 189 円 201個目から 400個目まで 114 円 401個目から 600個目まで 78 円 601個目から 62 円</p> <p>5ℓ以上 30ℓ未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 170 円 101個目から 200個目まで 136 円 201個目から 400個目まで 80 円 401個目から 600個目まで 53 円 601個目から 42 円</p> <p>1ℓ以上 5ℓ未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 106 円 101個目から 200個目まで 89 円 201個目から 400個目まで 71 円 401個目から 600個目まで 49 円 601個目から 32 円</p> <p>1ℓ未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 82 円 101個目から 200個目まで 77 円 201個目から 400個目まで 53 円 401個目から 600個目まで 38 円 601個目から 27 円</p>	
ホ. イ～ハ以外の溶接容器及びその他の容器検査	<p>内容積1,000ℓ以上の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで 11個目から 50個目まで 51個目から</p> <p>500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで 7,280 円 11個目から 50個目まで 2,190 円 51個目から 1,110 円</p> <p>150ℓ以上 500ℓ未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 832 円 101個目から 200個目まで 786 円 201個目から 400個目まで 646 円 401個目から 600個目まで 323 円 601個目から 163 円</p> <p>30ℓ以上 150ℓ未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 212 円 101個目から 200個目まで 120 円 201個目から 400個目まで 88 円 401個目から 600個目まで 45 円 601個目から 24 円</p> <p>5ℓ以上 30ℓ未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 170 円 101個目から 200個目まで 86 円 201個目から 400個目まで 67 円 401個目から 600個目まで 32 円 601個目から 17 円</p>	<p>1個につき 7,280 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 398 円を加算した額 1個につき 2,190 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 124 円を加算した額 1個につき 1,110 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 61 円を加算した額</p>

	1ℓ以上 5ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から 100個目まで	106 円
	101個目から 200個目まで	53 円
	201個目から 400個目まで	42 円
	401個目から 600個目まで	22 円
	601個目から	12 円
	1ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から 100個目まで	82 円
	101個目から 200個目まで	43 円
201個目から 400個目まで	32 円	
401個目から 600個目まで	17 円	
601個目から	9 円	

B A以外の容器検査

区 分	手 数 料
A以外の容器検査	Aに掲げる額に業務方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価の手数料額を加算した額

C 容器再検査

区 分	手 数 料 (1個につき)
イ. 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器再検査	内容積1,000ℓ以上の容器 1個につき 15,800 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 1,680 円を加算した額 500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器 15,800 円 500ℓ未満の容器 6,660 円
ロ. 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器再検査及び圧縮水素自動車燃料装置用容器 (イを除く)	内容積150ℓ以上の容器 1個につき 317 円に10ℓ又はその端数を増すごとに 59 円を加算した額 30ℓ以上 150ℓ未満の容器 317 円 5ℓ以上 30ℓ未満の容器 267 円 1ℓ以上 5ℓ未満の容器 191 円 1ℓ未満の容器 151 円
ハ. 高強度鋼容器再検査 (イ又はロを除く。)	内容積30ℓ以上の容器 1個につき 230 円に10ℓ又はその端数を増すごとに 4 円を加算した額 5ℓ以上 30ℓ未満の容器 230 円 1ℓ以上 5ℓ未満の容器 160 円 1ℓ未満の容器 137 円
ニ. イ～ハ以外の継目なし容器再検査	内容積1,000ℓ以上の容器 1個につき 7,280 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 398 円を加算した額 500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器 7,280 円 150ℓ以上 500ℓ未満の容器 832 円 30ℓ以上 150ℓ未満の容器 212 円 5ℓ以上 30ℓ未満の容器 170 円 1ℓ以上 5ℓ未満の容器 106 円 1ℓ未満の容器 82 円
ホ. イ～ハ以外の溶接容器及びその他の容器再検査	内容積1,000ℓ以上の容器 1個につき 7,280 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 398 円を加算した額 500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器 7,280 円 150ℓ以上 500ℓ未満の容器 832 円 30ℓ以上 150ℓ未満の容器 212 円 5ℓ以上 30ℓ未満の容器 170 円 1ℓ以上 5ℓ未満の容器 106 円 1ℓ未満の容器 82 円

(6) 方法書第34条の容器製造業者の登録に係る調査

区 分	手 数 料
イ. 新規・更新	1件につき 65,900 円に区分の数を乗じた額 及び 857,900 円の合計額
ロ. 区分追加	1件につき 65,900 円に区分の数を乗じた額 及び 246,500 円の合計額

(7) 方法書第35条の容器の型式承認の試験

区 分	手 数 料
容器の型式承認の試験	154,700 円

(8) 方法書第36条の附属品検査及び附属品再検査

A 次に掲げる附属品検査

- ① 「容器保安規則の機能性基準の運用について」の別表第2に掲げる例示基準に基づく附属品検査
- ② 方法書第3条の2の審査の結果（公開されたものを含む。）に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく附属品検査
- ③ 方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく附属品検査
- ④ 方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく附属品検査
- ⑤ 方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく附属品検査

区 分	手数料（1個につき）
イ. ロ以外の容器の附属品検査	内容積1,000ℓ以上の容器の附属品 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 50個目まで 1,100 円 51個目から 100個目まで 631 円 101個目から 150個目まで 313 円 151個目から 103 円 500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器の附属品 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 50個目まで 536 円 51個目から 100個目まで 317 円 101個目から 150個目まで 157 円 151個目から 52 円 500ℓ未満の容器の附属品 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 1,000個目まで 19 円 1,001個目から 5,000個目まで 12 円 5,001個目から 10,000個目まで 6 円 10,001個目から 5 円
ロ. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器の附属品検査	内容積150ℓ以上の容器の附属品 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 5,000個目まで 32 円 5,001個目から 10,000個目まで 17 円 10,001個目から 11 円 150ℓ未満の容器の附属品 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 5,000個目まで 22 円 5,001個目から 10,000個目まで 14 円 10,001個目から 8 円

B A以外の附属品検査

区 分	手 数 料
A以外の附属品検査	Aに掲げる額に業務方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価の手数料額を加算した額

C 附属品再検査

	区 分	手数料 (1個につき)
イ. ロ以外の容器の附属品再検査	内容積1,000ℓ以上の容器の附属品	1,100 円
	500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器の附属品	536 円
	500ℓ未満の容器の附属品	19 円
ロ. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器の附属品再検査	内容積150ℓ以上の容器の附属品	32 円
	150ℓ未満の容器の附属品	22 円

(9) 方法書第37条の附属品製造業者の登録に係る調査

	区 分	手 数 料
イ. 新規・更新		1件につき 65,900 円に区分の数を乗じた額及び 857,900 円の合計額
ロ. 区分追加		1件につき 65,900 円に区分の数を乗じた額及び 246,500 円の合計額

(10) 方法書第38条の附属品の型式承認の試験

	区 分	手 数 料
附属品の型式承認の試験		121,800 円

(11) 方法書第39条の特定設備検査

A 次に掲げる特定設備検査

- ① 「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」の別表第2に掲げる例示基準に基づく特定設備検査
- ② 方法書第3条の2の審査の結果（公開されたものを含む。）に基づき、特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査
- ③ 方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく特定設備検査
- ④ 方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査
- ⑤ 方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査

	区 分	手数料 (1基につき)
イ. ロ～ト以外の特定設備	内容積100,000m ³ 以上の特定設備	575,100 円
	50,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	501,800 円
	25,000m ³ 以上 50,000m ³ 未満	432,800 円
	10,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	359,900 円
	5,000m ³ 以上 10,000m ³ 未満	298,600 円
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	241,400 円
	500m ³ 以上 1,000m ³ 未満	175,700 円
	100m ³ 以上 500m ³ 未満	126,600 円
	10m ³ 以上 100m ³ 未満	85,100 円
	1m ³ 以上 10m ³ 未満	52,800 円
	100ℓ以上 1m ³ 未満	36,700 円
	10ℓ以上 100ℓ未満	34,100 円
	10ℓ未満	22,200 円
	ロ. 構成する部品点数が1である特定設備	内容積1m ³ 以上10m ³ 未満の特定設備
100ℓ以上 1m ³ 未満		25,700 円
10ℓ以上 100ℓ未満		23,200 円
10ℓ未満		19,000 円
ハ. バルク貯槽の特定設備	内容積1m ³ 以上10m ³ 未満の特定設備	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1基目から5基目まで	27,600 円
	6基目から10基目まで	11,700 円
	11基目から	7,220 円
	100ℓ以上 1m ³ 未満の特定設備	
同一日に検査を行う申請数量のうち、		
1基目から5基目まで	19,600 円	
6基目から10基目まで	8,250 円	
11基目から	3,850 円	

二. 岩盤貯槽の特定設備 (ホを除く。)	内容積800,000m ³ 以上の特定設備	16,131,000 円
	500,000m ³ 以上 800,000m ³ 未満	15,041,000 円
	200,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満	13,503,000 円
	200,000m ³ 未満	11,729,000 円
ホ. 鋼製ライニング式 岩盤貯槽の特定設備	内容積500m ³ 以上 1,000m ³ 未満の特定設備	2,561,000 円
	500m ³ 未満	2,192,000 円
ヘ. 製造工程制限検査の 特定設備 (トを除く。)	内容積100,000m ³ 以上の特定設備	111,600 円に工程の数を乗じた額及び 17,000 円の合計額
	50,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	97,000 円に工程の数を乗じた額及び 17,000 円の合計額
	25,000m ³ 以上 50,000m ³ 未満	83,100 円に工程の数を乗じた額及び 17,000 円の合計額
	10,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	68,400 円に工程の数を乗じた額及び 17,000 円の合計額
	5,000m ³ 以上 10,000m ³ 未満	56,700 円に工程の数を乗じた額及び 14,800 円の合計額
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	45,300 円に工程の数を乗じた額及び 14,800 円の合計額
	500m ³ 以上 1,000m ³ 未満	33,100 円に工程の数を乗じた額及び 10,600 円の合計額
	100m ³ 以上 500m ³ 未満	24,100 円に工程の数を乗じた額及び 6,380 円の合計額
	10m ³ 以上 100m ³ 未満	16,000 円に工程の数を乗じた額及び 4,320 円の合計額
	1m ³ 以上 10m ³ 未満	9,820 円に工程の数を乗じた額及び 3,390 円の合計額
	1m ³ 未満	6,660 円に工程の数を乗じた額及び 1,700 円の合計額
ト. 製造工程制限検査の 特定設備 (構成する 部品点数が1である ものに限る。)	内容積1m ³ 以上10m ³ 未満の特定設備	7,100 円に工程の数を乗じた額及び 1,190 円の合計額
	1m ³ 未満	6,190 円に工程の数を乗じた額及び 1,190 円の合計額

B A以外の特定設備検査

区 分	手 数 料
A以外の特定設備検査	Aに掲げる額に業務方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価の手数料額を加算した額

(12) 方法書第40条の特定設備製造業者の登録に係る調査

区 分	手 数 料
イ. 新規・更新	1件につき 68,000 円に区分の数を乗じた額及び 869,200 円の合計額
ロ. 区分追加	1件につき 68,000 円に区分の数を乗じた額及び 247,800 円の合計額

3. 国内認定手数料

(1) 方法書第42条の指定設備の認定

	区 分	手数料（設備毎）
イ. ユニット型冷凍装置	冷凍能力3,000トン以上の設備	206,700 円
	1,000トン以上 3,000トン未満	161,000 円
	300トン以上 1,000トン未満	128,600 円
	100トン以上 300トン未満	106,500 円
	20トン以上 100トン未満	75,600 円
ロ. 窒素製造用空気分離装置	処理容積10,000,000m ³ 以上の設備	984,300 円
	1,000,000m ³ 以上 10,000,000m ³ 未満	590,900 円
	500,000m ³ 以上 1,000,000m ³ 未満	393,300 円
	100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満	245,600 円
	25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	196,200 円
	5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	155,900 円
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	119,200 円
	200m ³ 以上 1,000m ³ 未満	95,900 円
	100m ³ 以上 200m ³ 未満	55,100 円

(2) 方法書第42条の2の認定指定設備の移設等又は冷媒ガスの種類の変更に係る調査

	区 分	手数料（設備毎）
イ. ユニット型冷凍装置	冷凍能力3,000トン以上の設備	72,300 円
	1,000トン以上 3,000トン未満	65,600 円
	300トン以上 1,000トン未満	60,600 円
	100トン以上 300トン未満	52,100 円
	20トン以上 100トン未満	42,800 円
ロ. 窒素製造用空気分離装置	処理容積10,000,000m ³ 以上の設備	717,700 円
	1,000,000m ³ 以上 10,000,000m ³ 未満	432,000 円
	500,000m ³ 以上 1,000,000m ³ 未満	291,100 円
	100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満	183,900 円
	25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	149,900 円
	5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	119,500 円
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	93,500 円
	200m ³ 以上 1,000m ³ 未満	76,400 円
	100m ³ 以上 200m ³ 未満	45,900 円

(3) 方法書第42条の3の認定指定設備の交換に係る調査

	区 分	手数料（設備毎）
窒素製造用空気分離装置	処理容積10,000,000m ³ 以上の設備	369,800 円
	1,000,000m ³ 以上 10,000,000m ³ 未満	219,000 円
	500,000m ³ 以上 1,000,000m ³ 未満	171,300 円
	100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満	131,900 円
	25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	94,900 円
	5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	80,700 円
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	64,900 円
	200m ³ 以上 1,000m ³ 未満	51,100 円
	100m ³ 以上 200m ³ 未満	42,800 円

4. 外国検査、認定等手数料

次に掲げる手数料の額に、101,800 円(東南アジア(タイ以東)・東アジア地域にあつては 50,900 円)に出張回数を乗じて得られた額及び当該検査等をするため職員1人が当該申請に係る工場又は事業場の所在地に出張するとした場合に当協会旅費規程の規定により支給すべきこととなる旅費の額(以下「旅費等」という。)を加算した額とする。

ただし、容器・附属品の型式承認の試験、特定設備検査及び指定設備の認定において、同一の申請者に係る申請であつて申請に係る設備等の数量が2以上であり、かつ、その出張で2以上の数量の設備等の検査等が実施できる場合にあつては、それぞれの手数料を合算して得られた額に旅費等を加算した額とする。

(1) 方法書第33条の容器検査

A 次に掲げる容器検査

- ① 「容器保安規則の機能性基準の運用について」の別表第2に掲げる例示基準に基づく容器検査
- ② 方法書第3条の2の審査の結果(公開されたものを含む。)に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査
- ③ 方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく容器検査
- ④ 方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査
- ⑤ 方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査

	区 分	手数料(1個につき)
イ. 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器検査	内容積1,000ℓ以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで	1個につき 15,000 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 1,680 円を加算した額
	11個目から 50個目まで	1個につき 3,940 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 505 円を加算した額
	51個目から	1個につき 1,610 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 256 円を加算した額
	500ℓ以上1,000ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで	15,000 円
	11個目から 50個目まで	3,940 円
	51個目から	1,610 円
	500ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで	6,290 円
11個目から 50個目まで	1,820 円	
51個目から	729 円	
ロ. 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器検査及び圧縮水素自動車燃料装置用容器(イを除く。)	内容積150ℓ以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	1個につき 302 円に10ℓ又はその端数を増すごとに 59 円を加算した額
	101個目から 200個目まで	268 円
	201個目から 400個目まで	157 円
	401個目から 600個目まで	99 円
	601個目から	76 円
	30ℓ以上150ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	302 円
	101個目から 200個目まで	268 円
	201個目から 400個目まで	157 円
	401個目から 600個目まで	99 円
	601個目から	76 円
	5ℓ以上30ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	257 円
	101個目から 200個目まで	227 円
201個目から 400個目まで	125 円	
401個目から 600個目まで	84 円	
601個目から	66 円	

	<p>1ℓ以上5ℓ未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 100個目まで 184 円</p> <p>101個目から 200個目まで 149 円</p> <p>201個目から 400個目まで 88 円</p> <p>401個目から 600個目まで 58 円</p> <p>601個目から 41 円</p> <p>1ℓ未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 100個目まで 145 円</p> <p>101個目から 200個目まで 126 円</p> <p>201個目から 400個目まで 76 円</p> <p>401個目から 600個目まで 47 円</p> <p>601個目から 36 円</p>	
ハ. 高強度鋼容器検査 (イ又はロを除く。)	<p>内容積30ℓ以上の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 100個目まで</p> <p>101個目から 200個目まで 180 円</p> <p>201個目から 400個目まで 105 円</p> <p>401個目から 600個目まで 64 円</p> <p>601個目から 54 円</p> <p>5ℓ以上30ℓ未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 100個目まで 215 円</p> <p>101個目から 200個目まで 180 円</p> <p>201個目から 400個目まで 105 円</p> <p>401個目から 600個目まで 64 円</p> <p>601個目から 54 円</p> <p>1ℓ以上5ℓ未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 100個目まで 153 円</p> <p>101個目から 200個目まで 133 円</p> <p>201個目から 400個目まで 82 円</p> <p>401個目から 600個目まで 53 円</p> <p>601個目から 36 円</p> <p>1ℓ未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 100個目まで 131 円</p> <p>101個目から 200個目まで 122 円</p> <p>201個目から 400個目まで 65 円</p> <p>401個目から 600個目まで 43 円</p> <p>601個目から 32 円</p>	<p>1個につき 215 円に10ℓ又はその端数を増すごとに 4 円を加算した額</p>
ニ. イ～ハ以外の継目なし 容器検査	<p>内容積1,000ℓ以上の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 10個目まで</p> <p>11個目から 50個目まで</p> <p>51個目から</p> <p>500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 10個目まで 6,740 円</p> <p>11個目から 50個目まで 1,660 円</p> <p>51個目から 578 円</p>	<p>1個につき 6,740 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 398 円を加算した額</p> <p>1個につき 1,660 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 124 円を加算した額</p> <p>1個につき 578 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 61 円を加算した額</p>

	<p>150ℓ以上 500ℓ未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 100個目まで 802 円</p> <p>101個目から 200個目まで 764 円</p> <p>201個目から 400個目まで 444 円</p> <p>401個目から 600個目まで 290 円</p> <p>601個目から 227 円</p> <p>30ℓ以上 150ℓ未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 100個目まで 198 円</p> <p>101個目から 200個目まで 174 円</p> <p>201個目から 400個目まで 99 円</p> <p>401個目から 600個目まで 64 円</p> <p>601個目から 47 円</p> <p>5ℓ以上 30ℓ未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 100個目まで 160 円</p> <p>101個目から 200個目まで 126 円</p> <p>201個目から 400個目まで 70 円</p> <p>401個目から 600個目まで 43 円</p> <p>601個目から 33 円</p> <p>1ℓ以上 5ℓ未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 100個目まで 98 円</p> <p>101個目から 200個目まで 82 円</p> <p>201個目から 400個目まで 64 円</p> <p>401個目から 600個目まで 41 円</p> <p>601個目から 24 円</p> <p>1ℓ未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 100個目まで 76 円</p> <p>101個目から 200個目まで 71 円</p> <p>201個目から 400個目まで 47 円</p> <p>401個目から 600個目まで 32 円</p> <p>601個目から 21 円</p>	
ホ. イ〜ハ以外の溶接容器及びその他の容器検査	<p>内容積1,000ℓ以上の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 10個目まで</p> <p>11個目から 50個目まで</p> <p>51個目から</p> <p>500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 10個目まで 6,740 円</p> <p>11個目から 50個目まで 1,660 円</p> <p>51個目から 578 円</p> <p>150ℓ以上 500ℓ未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 100個目まで 802 円</p> <p>101個目から 200個目まで 757 円</p> <p>201個目から 400個目まで 616 円</p> <p>401個目から 600個目まで 293 円</p> <p>601個目から 133 円</p> <p>30ℓ以上 150ℓ未満の容器</p> <p>同一日に検査を行う申請数量のうち、</p> <p>1個目から 100個目まで 198 円</p> <p>101個目から 200個目まで 105 円</p> <p>201個目から 400個目まで 73 円</p> <p>401個目から 600個目まで 30 円</p> <p>601個目から 10 円</p>	<p>1個につき 6,740 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 398 円を加算した額</p> <p>1個につき 1,660 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 124 円を加算した額</p> <p>1個につき 578 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 61 円を加算した額</p>

	5%以上 30%未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から 100個目まで	160 円
	101個目から 200個目まで	77 円
	201個目から 400個目まで	57 円
	401個目から 600個目まで	22 円
	601個目から	7 円
	1%以上 5%未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から 100個目まで	98 円
	101個目から 200個目まで	46 円
	201個目から 400個目まで	35 円
	401個目から 600個目まで	14 円
	601個目から	5 円
	1%未満の容器	
同一日に検査を行う申請数量のうち、		
1個目から 100個目まで	76 円	
101個目から 200個目まで	37 円	
201個目から 400個目まで	26 円	
401個目から 600個目まで	11 円	
601個目から	3 円	

B A以外の容器検査

区 分	手 数 料
A以外の容器検査	Aに掲げる額に業務方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価の手数料額を加算した額

(2) 方法書第34条の容器製造業者の登録に係る調査

区 分	手 数 料
イ. 新規・更新	1件につき 65,900 円に区分の数を乗じた額及び 779,300 円の合計額
ロ. 区分追加	1件につき 65,900 円に区分の数を乗じた額及び 219,000 円の合計額

(3) 方法書第35条の容器の型式承認の試験

区 分	手 数 料
容器の型式承認の試験	128,100 円

(4) 方法書第37条の附属品製造業者の登録に係る調査

区 分	手 数 料
イ. 新規・更新	1件につき 65,900 円に区分の数を乗じた額及び 779,300 円の合計額
ロ. 区分追加	1件につき 65,900 円に区分の数を乗じた額及び 219,000 円の合計額

(5) 方法書第38条の附属品の型式承認の試験

区 分	手 数 料
附属品の型式承認の試験	95,300 円

(6) 方法書第39条の特定設備検査

A 次に掲げる特定設備検査

- ① 「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」の別表第2に掲げる例示基準に基づく特定設備検査
- ② 方法書第3条の2の審査の結果（公開されたものを含む。）に基づき、特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査
- ③ 方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく特定設備検査
- ④ 方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査
- ⑤ 方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査

	区 分	手数料（1基につき）
イ. ロ～ホ以外の特定設備	内容積100,000m ³ 以上の特定設備	346,200 円
	50,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	299,800 円
	25,000m ³ 以上 50,000m ³ 未満	258,000 円
	10,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	211,900 円
	5,000m ³ 以上 10,000m ³ 未満	175,800 円
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	143,100 円
	500m ³ 以上 1,000m ³ 未満	101,900 円
	100m ³ 以上 500m ³ 未満	72,500 円
	10m ³ 以上 100m ³ 未満	44,700 円
	1m ³ 以上 10m ³ 未満	25,800 円
	100ℓ以上 1m ³ 未満	14,300 円
	10ℓ以上 100ℓ未満	9,940 円
	10ℓ未満	7,790 円
	ロ. 構成する部品点数が1である特定設備	内容積1m ³ 以上10m ³ 未満の特定設備
100ℓ以上 1m ³ 未満		12,800 円
10ℓ以上 100ℓ未満		10,100 円
10ℓ未満		5,990 円
ハ. バルク貯槽の特定設備	内容積1m ³ 以上10m ³ 未満の特定設備	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1基目から5基目まで	13,200 円
	6基目から10基目まで	6,290 円
	11基目から	5,730 円
	100ℓ以上 1m ³ 未満の特定設備	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1基目から5基目まで	8,910 円
6基目から10基目	4,420 円	
11基目から	3,760 円	
ニ. 製造工程制限検査の特定設備（ホを除く。）	内容積100,000m ³ 以上の特定設備	59,100 円に工程の数を乗じた額及び 17,100 円の合計額
	50,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	51,200 円に工程の数を乗じた額及び 17,100 円の合計額
	25,000m ³ 以上 50,000m ³ 未満	43,900 円に工程の数を乗じた額及び 17,100 円の合計額
	10,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	36,200 円に工程の数を乗じた額及び 17,100 円の合計額
	5,000m ³ 以上 10,000m ³ 未満	30,000 円に工程の数を乗じた額及び 14,800 円の合計額
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	24,100 円に工程の数を乗じた額及び 14,800 円の合計額
	500m ³ 以上 1,000m ³ 未満	17,500 円に工程の数を乗じた額及び 10,600 円の合計額
	100m ³ 以上 500m ³ 未満	12,800 円に工程の数を乗じた額及び 6,380 円の合計額
	10m ³ 以上 100m ³ 未満	8,610 円に工程の数を乗じた額及び 4,320 円の合計額
	1m ³ 以上 10m ³ 未満	5,150 円に工程の数を乗じた額及び 3,390 円の合計額
	1m ³ 未満	3,560 円に工程の数を乗じた額及び 1,700 円の合計額
ホ. 製造工程制限検査の特定設備（構成する部品点数が1であるものに限る。）	内容積1m ³ 以上10m ³ 未満の特定設備	3,840 円に工程の数を乗じた額及び 1,190 円の合計額
	1m ³ 未満	2,910 円に工程の数を乗じた額及び 1,190 円の合計額

B A以外の特定設備検査

区 分	手 数 料
A以外の特定設備検査	Aに掲げる額に業務方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価の手数料額を加算した額

(7) 方法書第40条の特定設備製造業者の登録に係る調査

区 分	手 数 料
イ. 新規・更新	1件につき 68,000 円に区分の数を乗じた額及び 764,900 円の合計額
ロ. 区分追加	1件につき 68,000 円に区分の数を乗じた額及び 217,100 円の合計額

(8) 方法書第42条の指定設備の認定

区 分	手 数 料 (設備毎)	
イ. ユニット型冷凍装置	冷凍能力3,000トン以上の設備	172,500 円
	1,000トン以上 3,000トン未満	132,600 円
	300トン以上 1,000トン未満	105,900 円
	100トン以上 300トン未満	89,600 円
	20トン以上 100トン未満	64,500 円
ロ. 窒素製造用空気分離装置	処理容積10,000,000m ³ 以上の設備	868,000 円
	1,000,000m ³ 以上 10,000,000m ³ 未満	518,700 円
	500,000m ³ 以上 1,000,000m ³ 未満	343,100 円
	100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満	224,600 円
	25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	174,100 円
	5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	139,600 円
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	108,800 円
	200m ³ 以上 1,000m ³ 未満	91,300 円
100m ³ 以上 200m ³ 未満	56,100 円	

5. 証明書等の交付等手数料

(1) 講習修了証等の再交付又は写しの交付

区 分	手 数 料
イ. 写真の貼付を要しないもの	1枚につき 1,280 円
ロ. 写真の貼付を要するもの	1枚につき 1,630 円

(2) 方法書第39条第3項の特定設備検査合格証の再交付

区 分	手 数 料
特定設備検査合格証の再交付	1通につき2,430 円

(3) 方法書第42条第3項の指定設備認定証の再交付

区 分	手 数 料
指定設備認定証の再交付	1通につき2,430 円

(4) 方法書第41条の特定設備基準適合証の交付

区 分	手 数 料	
イ. ロ以外の基準適合証	1通につき8,000 円	
ロ. パルク貯槽の基準適合証	1基目から 5基目まで	1申請につき4,800 円
	6基目から	1申請につき1,600 円

(5) 方法書第41条第2項の特定設備基準適合証の再交付

区 分	手 数 料
特定設備基準適合証の再交付	1通につき2,430 円

6. 容器証明書書換等手数料

方法書第33条第5項の容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更の措置

区 分	手 数 料
容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更の措置	1枚又は1個につき 1,060 円

[制定]

この手数料の額は、通商産業大臣の認可のあった日から実施する。

ただし、4(2)口の継目なし容器に係る容器検査の手数料 120円及び80円については、別に定める時期までは、それぞれ 110円及び75円とし、4(3)ハの附属品検査の手数料11円については、昭和62年9月30日までは9円、昭和62年10月1日から別に定める時期までは10円とする。

(昭和62年 5月 7日認可)

[消費税導入に伴う改定]

この手数料の額は、通商産業大臣の認可のあった日から実施し、平成元年4月1日から適用する。ただし、4(2)口の継目なし容器に係る容器検査の手数料 120円及び80円については、別に定める時期までは、それぞれ 110円及び75円とし、4(3)ハの附属品検査の手数料11円については、別に定める時期までは10円とする。

(平成元年 3月31日認可)

[方法書第36条の保安検査のうち、一般高圧ガス保安規則又はコンビナート等保安規則に基づくもの(CE)の検査手数料の制定]

この手数料の額は、通商産業大臣の認可のあった日から実施する。

(平成 2年 5月17日認可)

[定期改定]

[講習受講料・検定料の統合]

この手数料の額は、通商産業大臣の認可のあった日から実施し、平成3年4月1日から適用する。

ただし、3(3)ハの附属品検査の手数料11円については、平成3年9月30日までは10円とする。

(平成 3年 3月30日認可)

[方法書第46条の容器検査及び第47条の容器再検査のうち、150ℓ未満の継目なし容器の検査及び再検査手数料の改定]

この手数料の額は、通商産業大臣の認可のあった日から実施する。

(平成 3年 9月 6日認可)

[方法書第12条の移動監視者等講習のうち、移動監視者監督範囲拡大のための追加講習手数料の廃止]

[方法書第12条の移動監視者等講習のうち、特定高圧ガス取扱主任者資格付与のための特別講習手数料の制定]

この手数料の額は、通商産業大臣の認可のあった日から実施する。

(平成 4年 2月24日認可)

[方法書第12条の移動監視者等講習のうち、移動監視者乙種区分講習手数料の廃止及び移動監視者資格付与のための特別講習手数料の制定]

この手数料の額は、通商産業大臣の認可のあった日から実施する。

(平成 4年10月26日認可)

[定期改定]

[方法書第12条の移動監視者等講習のうち、移動監視者資格付与のための特別講習手数料の廃止]

[方法書第12条の移動監視者等講習のうち、特定高圧ガス取扱主任者資格付与のための特別講習手数料の廃止]

この手数料の額は、平成6年4月1日から実施する。

(平成 6年 3月31日認可)

[方法書第8条の試験科目免除講習の名称変更及びただし書手数料の改定]

[方法書第23条のガス消費機器設置工事監督者の認定講習及び再講習手数料の改定]

[方法書第46条の容器検査及び第47条の容器再検査手数料の一部制定及び改定]

[方法書第53条の附属品検査及び第54条の附属品再検査手数料の一部制定及び改定]

この手数料の額は、平成7年4月1日から実施する。

(平成 7年 3月15日認可)

[方法書第61条の2の指定設備の認定及び指定設備認定証の再交付手数料の制定]

この手数料の額は、通商産業大臣の認可のあった日から実施する。

(平成 8年 3月12日認可)

[法改正に伴う改定・消費税率の改定に伴う改定・定期改定]

[旧方法書第5条の危害予防規程の審査手数料の廃止]

[方法書第17条の保安業務員講習手数料の制定(自主業務手数料から移行)]

[方法書第18条の調査員講習手数料の制定(届け出手数料から移行)]

[方法書第19条の充てん作業講習手数料の制定]

[方法書第27条の完成検査手数料の制定]

[方法書第29条の保安検査のうち、一般高圧ガス保安規則又はコンビナート等保安規則に基づくものの検査手数料の一部制定並びに液化石油ガス保安規則に基づくものの検査手数料及び液化石油ガス法に基づくものの検査手数料の制定]

[方法書第28条及び第30条の認定完成検査・保安検査実施者の認定に係る調査手数料の制定]

[方法書第33条の容器検査及び容器再検査のうち、繊維強化プラスチック複合容器及び圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器検査手数料、高強度鋼容器検査手数料及びその他の容器検査手数料の制定]

[方法書第34条の容器製造業者の登録に係る調査手数料の制定]

[方法書第35条の容器の型式承認の試験手数料の制定]

[方法書第36条の附属品検査のうち、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の附属品検査手数料の制定]

[方法書第37条の附属品製造業者の登録に係る調査手数料の制定]

[方法書第38条の附属品の型式承認の試験手数料の制定]

[方法書第39条の特定設備検査手数料の区分変更、バルク貯槽の特定設備検査手数料及び製造工程制限検査の場合の特定設備検査手数料の制定]

[方法書第40条の特定設備製造業者の登録に係る調査手数料の制定]

[方法書第41条の特定設備基準適合証の交付及び再交付手数料の制定]

この手数料の額は、平成9年4月1日から実施する。

ただし、高強度鋼容器検査手数料の額は、平成9年9月1日から実施する。

(平成9年3月28日認可)

[外国検査、認定等手数料の制定]

この手数料の額は、通商産業大臣の認可のあった日から実施する。

(平成9年7月22日認可)

[方法書第42条の指定設備(窒素製造用空気分離装置)の認定手数料(国内・外国)の制定]

この手数料の額は、平成10年4月1日から実施する。

(平成10年4月14日認可)

[方法書第36条の附属品検査手数料の改定]

この手数料の額は、平成10年11月1日から実施する。

(平成10年10月28日認可)

[方法書第33条の容器検査手数料の改定]

この手数料の額は、平成11年1月1日から実施する。

(平成10年12月25日認可)

[政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令手数料の改定に伴う改定]

[方法書第14条の充てん作業再講習手数料の制定]

[方法書附則の点検業務拡大特別講習手数料の制定]

[方法書第33条の容器検査(国内)、方法書第36条の附属品検査(国内)及び方法書第39条の特定設備検査(国内・外国)に係る例示基準以外の詳細基準に基づく検査であって、当該詳細基準が業務方法書第50条の2の詳細基準事前評価を受けていない場合の手数料の制定]

[方法書第31条第6項の強度試験適用承認手数料の改定(制度改正)]

[方法書第31条第6項に基づく設計強度確認試験又は溶接施工法の承認手数料(国内・外国)の改定(制度改正)]

[方法書第41条第2項の特定設備基準適合証の再交付手数料の制定]

この手数料の額は、平成12年4月1日から実施する。

(平成12年3月21日認可)

[方法書第27条の2の輸入検査手数料の制定]

この手数料の額は、平成12年7月1日から実施する。

(平成12年6月29日認可)

[方法書第39条の特定設備(バルク貯槽)検査手数料の改定]

この手数料の額は、通商産業大臣の認可のあった日から実施する。

(平成12年11月1日認可)

[方法書第43条の多孔質物性能試験手数料の廃止(届出手数料へ移行)]

この手数料の額は、平成13年3月26日から適用する。

(平成13年3月19日業務方法書認可)

[方法書第39条の特定設備(バルク貯槽)国内・外国検査手数料の制定]

[方法書第42条の2の認定指定設備の移設等に係る調査の制定]

この手数料の額は、平成13年5月1日から実施する。

(平成13年4月25日認可)

[方法書第39条の特定設備(岩盤貯槽)検査手数料の制定]

この手数料の額は、経済産業大臣の認可のあった日から実施する。

(平成15年1月21日認可)

[講習手数料の改定(非会員手数料の廃止)]

この手数料の額は、平成15年4月1日から実施する。

(平成15年3月5日認可)

[方法書第28条及び第30条の認定完成・保安検査実施者の認定に係る調査手数料の改定]

[方法書第39条の特定設備(バルク貯槽)検査手数料の改定]

[方法書第41条の特定設備基準適合証の交付手数料の改定]

この手数料の額は、平成15年4月1日から実施する。

(平成15年3月28日認可)

[方法書第33条の容器検査及び容器再検査手数料の改定]

[方法書第36条の附属品検査及び附属品再検査手数料の改定]

[方法書第39条の特定設備(構成する部品点数が1である特定設備)検査手数料(国内・外国)の制定]

[方法書第33条第5項の容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更の措置手数料の改定]

この手数料の額は、平成16年4月1日から実施する。

(平成16年3月31日認可)

[方法書第33条の容器検査、第36条の附属品検査及び第39条の特定設備検査手数料(KHK基準関係)の区分変更]

この手数料の額は、平成17年8月1日から実施する。

(平成17年7月13日認可)

[方法書第39条の特定設備(鋼製ライニング式岩盤貯槽)検査手数料の制定]

この手数料の額は、平成17年8月15日から実施する。

(平成17年7月28日認可)

[方法書第7条の高圧ガス製造保安係員等の講習及び方法書第8条の試験科目免除講習手数料の改定(インターネット申込み手数料の制定)]

この手数料の額は、平成18年4月1日から実施する。

(平成18年3月7日認可)

[方法書第36条の附属品検査及び附属品再検査(圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器)手数料の改定]

この手数料の額は、平成18年4月1日から実施する。

(平成18年3月16日認可)

[講習手数料の改定]

[方法書第9条の移動監視者講習手数料の改定]

[方法書附則の点検業務拡大特別講習手数料の廃止]

この手数料の額は、平成19年4月1日から実施する。

(平成19年1月29日認可)

[方法書第39条の特定設備(バルク貯槽)検査手数料の改定]

この手数料の額は、平成19年7月1日から実施する。

(平成19年6月27日認可)

[方法書第33条の容器検査の制定(外国検査)]

[法定検査・認定手数料の改定]

この手数料の額は、平成20年4月1日から実施する。

(平成20年2月7日認可)

[方法書第42条の3の認定指定設備の交換に係る調査の制定]

この手数料の額は、平成28年7月7日から実施する。

(平成28年7月7日認可)

[方法書第33条の容器検査、方法書第36条の附属品検査、方法書第39条の特定設備検査、方法書第33条の容器検査(外国検査)及び方法書第39条の特定設備検査(外国検査)の手数料の改定]

この手数料の額は、平成28年12月7日から実施する。

(平成28年12月7日認可)

[消費税率引き上げ等に伴う改定]

この手数料の額は、令和元年10月1日から実施する。

(令和元年5月24日認可)

[方法書第33条の容器検査及び容器再検査、方法書第33条の容器検査(外国検査)のうち、圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査及び容器再検査の手数料の制定]

この手数料の額は、令和2年4月1日から実施する。

(令和2年3月17日認可)

[講習手数料の改定]

この手数料の額は、令和3年10月1日から実施する。

(令和3年7月5日認可)

[方法書第31条の機器の試験手数料の改定]

この手数料の額は、令和4年10月1日から実施する。

(令和4年9月29日認可)

[方法書第31条の機器の試験手数料の廃止]

この手数料の額は、令和6年10月1日から実施する。

(令和4年9月29日認可)

[定期改定]

この手数料の額は、令和7年4月1日から施行する。

(令和6年12月5日認可)

[方法書第42条の2の認定指定設備の移設等又は冷媒ガスの種類の変更に係る調査の改定]

この手数料の額は、改正冷凍保安規則の施行の日(令和8年6月12日)から施行する。

(令和8年6月10日認可)

(届出手数料)

Ⅱ 方法書第66条第2項に規定する手数料の額は、次のとおりとする。(手数料はすべて消費税込み)

1. 受講料

(1) 方法書第21条第1項のポリエチレン管ヒート・フュージョンの施工に係る講習(検定料及び材料費を含む。)

区 分	手 数 料
ポリエチレン管ヒート・フュージョンの施工に係る講習	45,800 円

(2) 方法書第21条第2項のポリエチレン管エレクトロ・フュージョンの施工に係る講習等

区 分	手 数 料
イ. ポリエチレン管エレクトロ・フュージョンの施工に係る講習 (検定料及び材料費を含む。)	14,900 円
ロ. ポリエチレン管エレクトロ・フュージョンの施工に係る講習に係る修了 試験技能試験(材料費を含む。)	12,700 円

(3) 方法書第22条第1項の配管用フレキ管講習

区 分	手 数 料
イ. 配管用フレキ管講習(検定料及び材料費を含む。)	42,500 円
ロ. 配管用フレキ管講習に係る修了試験技能試験(材料費を含む。)	37,900 円

(4) 方法書第22条第3項の配管用フレキ管講習修了者の登録

区 分	手 数 料
配管用フレキ管講習修了者の登録	1件につき 2,040 円
登録証の再交付	1件につき 1,120 円

(5) 方法書第22条第4項の配管用フレキ管講習実施者の確認

区 分	手 数 料
配管用フレキ管講習実施者の確認	1件につき 19,900 円

(6) 方法書第23条第1項の液化石油ガスバルク供給受入側保安責任者講習(検定料を含む。)

区 分	手 数 料	
イ. 無経験者講習	会員の場合	26,400 円
	非会員の場合	39,400 円
ロ. 経験者講習	会員の場合	8,900 円
	非会員の場合	13,200 円

(7) 方法書第23条第2項のCE受入側保安責任者講習(検定料を含む。)

区 分	手 数 料	
CE受入側保安責任者講習	会員の場合	22,700 円
	非会員の場合	34,500 円

(8) 方法書第26条の冷凍空調施設工事業所認定関係講習(検定料を含む。)

区 分	手 数 料	
イ. 保安確認講習	(イ) フルオロカーボン冷媒	5,980 円
	(ロ) アンモニア冷媒	7,300 円
ロ. 付加講習		5,920 円
ハ. 無資格者講習(注)	(イ) フルオロカーボン冷媒	14,520 円
	(ロ) アンモニア冷媒	16,700 円
(注)ハの検定合格者については、保安確認講習を含め上記により次の金額が必要となる。		
(イ) フルオロカーボン冷媒 無資格者講習受講料 保安確認講習受講料 14,520 円 + 5,980 円 =		20,500 円
(ロ) アンモニア冷媒 無資格者講習受講料 保安確認講習受講料 16,700 円 + 7,300 円 =		24,000 円

2. 認定等手数料

(1) 方法書第28条の2及び第30条の2の特定認定完成検査・特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査

A 方法書第28条及び第30条の認定完成検査・保安検査実施者の認定に係る調査（以下「認定調査」という。）と同一の申請区分、同一の申請施設の範囲で同時に申請するものであって、当該認定調査と同時に調査を行うもの（「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について」の「I. 4. (2) 肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定」のただし書の適用に係る申請を含まない場合）

区 分	手 数 料
イ. 特定認定完成検査実施事業者の認定に係る調査 施設の追加	1,331,000 円 518,000 円
ロ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査（連続運転） 施設の追加	1,917,000 円 805,500 円
ハ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査（停止） 施設の追加	1,654,000 円 658,900 円
ニ. イ+ロの調査	2,624,000 円
ホ. イ+ハの調査	2,359,000 円
ヘ. ロ+ハの調査	2,763,000 円
ト. イ+ロ+ハの調査	3,210,000 円

B 認定調査と同一の申請区分、同一の申請施設の範囲で同時に申請するものであって、当該認定調査と同時に調査を行うもの（「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について」の「I. 4. (2) 肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定」のただし書の適用に係る申請を含む場合）

区 分	手 数 料
イ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査（連続運転） 施設の追加	2,274,000 円 1,104,000 円
ロ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査（停止） 施設の追加	2,011,000 円 957,400 円
ハ. (Aのイ) + イの調査	2,980,000 円
ニ. (Aのイ) + ロの調査	2,716,000 円
ホ. イ+ロの調査	3,120,000 円
ヘ. (Aのイ) + イ+ロの調査	3,566,000 円

C 「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について」の「附則2.」に基づき、「I. 4. (2) 肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定」のただし書の適用に係る更新申請を行う場合

区 分	手 数 料
イ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る更新調査	850,400 円

(2) 方法書第30条の3の認定保安検査実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価

区 分	手 数 料
イ. 認定保安検査実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価（ロの場合を除く。）	356,700 円
ロ. 認定保安検査実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価（現地調査及び委員会審議を必要とする場合）	669,600 円

(3) 方法書第28条の3の自主保安高度化事業者の認定に係る調査

区 分	手 数 料
イ. 自主保安高度化事業者の認定に係る調査（ロを除く。）	1,570,000 円
ロ. 自主保安高度化事業者の認定に係る調査（空気分離装置等のみを有する事業所（※）に限る。）	991,300 円
ハ. 自主保安高度化事業者の開放検査時期設定の認定に係る調査	1,202,000 円
ニ. イ+ハの調査	2,377,000 円
ホ. ロ+ハの調査	1,585,000 円

※「空気分離装置等のみを有する事業所」とは、以下に掲げる高圧ガス製造設備のみを有する事業所をいう。
 ①分解反応や合成反応などの化学反応を伴う設備がない、空気分離装置（深冷分離法・吸着分離法・膜分離法）
 ②容器に高圧ガスを充填する設備（充填所）

(4) 方法書第30条の4の認定高度保安実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価

区 分	手 数 料
イ. 認定高度保安実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価（ロの場合を除く。）	356,700 円
ロ. 認定高度保安実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価（現地調査及び委員会審議を必要とする場合）	669,600 円

(5) 方法書第43条の多孔質物性能試験

区 分	手 数 料
多孔質物性能試験	1品種につき241,000円

(6) 方法書第45条のCEの移設検査

区 分	手数料（設備毎）
内容積100,000m ³ 以上の設備	635,100円
50,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	554,100円
25,000m ³ 以上 50,000m ³ 未満	478,300円
10,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	397,900円
5,000m ³ 以上 10,000m ³ 未満	330,100円
1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	267,000円
500m ³ 以上 1,000m ³ 未満	194,600円
100m ³ 以上 500m ³ 未満	140,300円
10m ³ 以上 100m ³ 未満	94,600円
1m ³ 以上 10m ³ 未満	59,000円
100 ^ℓ 以上 1m ³ 未満	41,300円
10 ^ℓ 以上 100 ^ℓ 未満	38,400円
10 ^ℓ 未満	25,400円

(7) 方法書第48条の耐震構造計算プログラム認証

区 分	手数料（1件につき）		
イ. 認証審査	A種認証	609,700円	
	B種認証	(イ)	793,100円
		(ロ)	1,583,000円
ロ. 確認調査	対象設備1区分につき 204,900円 対象設備の区分が1増すごとに、 これに51,000円を加算した額		
ハ. 変更審査	A種認証	374,200円	
	B種認証	(イ)	557,600円
		(ロ)	1,128,000円
ニ. 軽微変更審査	183,400円		

※A種認証：旧通商産業省認定プログラム（SEISMIT）と同一の計算方法を用いるもの

B種認証（イ）：旧通商産業省認定プログラム（SEISMIT）を一部変更した計算方法を用いるもの

B種認証（ロ）：上記以外の計算方法を用いるもの

(8) 方法書第49条の大臣認定試験者に係る事前評価等

区 分	手 数 料 (1事業所1機器区分につき)	
イ. 当該製造事業所が国内にある場合	(イ) 新規認定	741,700円
	(ロ) 仕様範囲拡大認定	524,700円
	(ハ) 認定試験者の確認調査	674,400円
	(ニ) 前記(イ)、(ロ)又は(ハ)において、1機器区分増すごとに1機器区分につき	167,400円
ロ. 当該製造事業所が外国にある場合	(イ) 新規認定	676,300円
	(ロ) 仕様範囲拡大認定	438,300円
	(ハ) 認定試験者の確認調査	609,000円
	(ニ) 前記(イ)、(ロ)又は(ハ)において、1機器区分増すごとに1機器区分につき	147,000円

(9) 方法書第49条の2の冷媒設備の大臣認定試験者に係る事前評価等

区 分	手数料（1事業所1区分につき）	
イ. 当該製造事業者が国内にある場合	(イ) 新規認定	769,900 円
	(ロ) 拡大認定	539,700 円
	(ハ) 認定試験者の確認調査	697,000 円
	(ニ) 前記(イ)、(ロ)又は(ハ)において、1区分増すごとに1区分につき	205,100 円
ロ. 当該製造事業者が外国にある場合	(イ) 新規認定	676,500 円
	(ロ) 拡大認定	446,300 円
	(ハ) 認定試験者の確認調査	603,500 円
	(ニ) 前記(イ)、(ロ)又は(ハ)において、1区分増すごとに1区分につき	165,600 円

(10) 方法書第49条の3の冷媒設備の溶接施工法承認、強度試験適用承認及び設計強度確認試験

区 分	手数料（1個につき）	
イ. 溶接施工法承認	29,700 円	
ロ. 強度試験適用承認	37,000 円	
ハ. 設計強度確認試験	(イ) 申請者が内国事業者の場合	58,100 円
	(ロ) 申請者が外国事業者の場合	28,900 円
	(ただし、合格した型式の有効期間内に同一型式を追加申請する場合にあっては、28,900円とする。)	

上記(8)ロ及び(9)ロにおける事業所調査又は(10)ハ(ロ)における試験のための移動に係る人件費(事業所調査日分を除く。)及び旅費として、101,800 円(東南アジア(タイ以東)・東アジア地域にあっては 50,900 円)に出張回数に乗じて得られた額及び当該事業所調査をするため職員が当該申請に係る事業所の所在地に出張するとした場合に当協会旅費規程の規定により支給すべきこととなる旅費の額は、申請者の負担とする。

(11) 方法書第50条の大臣特認に係る特定案件事前評価

区 分	手数料（1件につき）
イ 強度計算方法	340,700 円
ロ 材 料 構 造 試験検査方法	229,600 円
ハ 強度計算方法、材料 強度計算方法、構造 強度計算方法、試験検査方法 材料、構造 材料、試験検査方法 構造、試験検査方法	457,700 円
ニ 強度計算方法、材料、構造 強度計算方法、材料、試験検査方法 強度計算方法、構造、試験検査方法 材料、構造、試験検査方法	568,700 円
ホ 強度計算方法、材料、構造、試験検査方法	679,800 円
ヘ 強度計算方法（コンピューター計算のためのプログラムについて審査を必要とする場合）	1,112,000 円
ト 包括特認	907,900 円
チ コンクリート貯槽	1,135,000 円
リ 保安係員の選任	834,100 円
又 上記のいずれにも該当しない場合	229,600 円

(12) 方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価

区	分	手数料（1件につき）
イ	強度計算方法	340,700 円
ロ	材料 構造 試験検査方法	229,600 円
ハ	強度計算方法、材料 強度計算方法、構造 強度計算方法、試験検査方法 材料、構造 材料、試験検査方法 構造、試験検査方法	457,700 円
ニ	強度計算方法、材料、構造 強度計算方法、材料、試験検査方法 強度計算方法、構造、試験検査方法 材料、構造、試験検査方法	568,700 円
ホ	強度計算方法、材料、構造、試験検査方法	679,800 円
ヘ	強度計算方法（コンピューター計算のためのプログラムについて審査を必要とする場合）	1,112,000 円
ト	包括特認	907,900 円
チ	岩盤貯槽に係るもの	6,286,000 円
リ	公開詳細基準事前評価書の公開に係るもの	991,900 円
ヌ	地震動の評価に係るもの	608,700 円
ル	上記のいずれにも該当しない場合	229,600 円

ただし、

上記(11)及び(12)において、大臣特認に係る特定案件事前評価の案件と容器等の基準・規格に係る事前評価の案件とを一体の案件として取扱う場合における当該両案件の手数料は、大臣特認に係る特定案件事前評価又は容器等の基準・規格に係る事前評価のいずれかとして算定することとする。また、現地評価を必要とする場合の手数料は、上記(11)及び(12)に掲げる額に、現地評価に要する時間に1人1時間あたり11,100円を乗じた額を加算した額とする。ここで現地評価に要する時間とは、現地にて評価の実施に要する時間と評価のために事務所と現地評価場所とを往復する時間の合算とする。

上記(12)において、容器等の基準・規格に係る事前評価の複数案件を取りまとめて同一の事前評価申請書で申請する場合(リに掲げるものを除く。)における手数料は、(12)に掲げる額に、取りまとめて申請する当該複数案件数から1を減じた数に33,500円を乗じた額を加算した額とする。

(13) 方法書第3条の2の基準の審査

区	分	手数料（1件につき）
	一般詳細基準審査に係るもの	1,120,000 円

(14) 方法書第51条の高圧ガス設備の試験等

区	分	手数料	
イ. 内圧容器等	(イ) (ロ) 以外の内圧容器等	1個につき	
		内容積 500ℓ以上	14,000 円
		内容積 100ℓ以上 500ℓ未満	11,200 円
		内容積 10ℓ以上 100ℓ未満	9,130 円
		内容積 10ℓ未満	8,320 円
		(ロ) 液化石油ガスバルク貯槽用液面計	1個につき (※2)
	1申請につき 1～ 5個目	8,310 円	
	1申請につき 6～ 10個目	4,160 円	
	1申請につき 11～ 50個目	2,080 円	
	1申請につき 51～ 100個目	1,040 円	
	1申請につき 101～ 500個目	815 円	
	1申請につき 501～ 1,000個目	698 円	
	1申請につき 1,001個目以降	582 円	

ロ. 圧縮機等	吐出量2,500,000Nm ³ /D以上 500,000Nm ³ /D以上 2,500,000Nm ³ /D未満 100,000Nm ³ /D以上 500,000Nm ³ /D未満 25,000Nm ³ /D以上 100,000Nm ³ /D未満 5,000Nm ³ /D以上 25,000Nm ³ /D未満 1,000Nm ³ /D以上 5,000Nm ³ /D未満 200Nm ³ /D以上 1,000Nm ³ /D未満 200Nm ³ /D未満	1個につき 62,700円 45,300円 30,200円 26,000円 22,400円 18,600円 13,200円 8,030円
ハ. 管類	最大呼び径 (イ) (ロ) 以外の管類 250A以上 200A以上 250A未満 150A以上 200A未満 100A以上 150A未満 50A以上 100A未満 40A以上 50A未満 40A未満 (ロ) 管類 (複合機器の一部として申請の場合) 250A以上 200A以上 250A未満 150A以上 200A未満 100A以上 150A未満 50A以上 100A未満 40A以上 50A未満 40A未満	1ユニットにつき ^(※3) 19,400円 16,500円 14,300円 11,900円 11,000円 9,260円 7,180円 27,700円 23,500円 20,500円 17,000円 15,700円 13,200円 10,300円
ニ. 弁類	呼び径 250A以上 200A以上 250A未満 150A以上 200A未満 100A以上 150A未満 50A以上 100A未満 40A以上 50A未満 40A未満	1セットにつき ^(※4) 19,900円 17,400円 14,100円 10,300円 9,020円 7,980円 7,510円
ホ. 継手類 ^(※1)	1セットにつき ^(※4) 5,780円	
ヘ. 複合機器における機器接合	1接合につき ^(※5) 1,150円	
<p> ※1 「継手類」は、毒性ガス、圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドに係る配管の接合に使用するねじ接合継手であって、25A（2圧縮リング型式にあっては10A）以下のものに限る。 ※2 「個数」は、1日に試験を行う個数をいう。 ※3 「1ユニット」とは、複合機器の場合にあっては1基、その他の場合にあっては溶接接合により一体となった構造のもの1単位をそれぞれいう。 ※4 「1セット」とは、同一口径のものであって、100A未満については10ヶ以内、100A以上250A未満については5ヶ以内、250A以上500A未満については2ヶ以内、500A以上については1ヶをそれぞれいう。 ※5 「接合」の数は、接合の箇所数又は構成機器の数（弁類及び継手類にあってはセット数、管類にあっては口径の種類数）のいずれか小さい数とする。 </p> <p> 備考) 複合機器1基の場合における手数料額は、機器の種類及びその内容積、吐出量等に応じた手数料額（認定試験者等成績書及び高圧ガス設備試験成績書を受けている機器に係るものを除く。）と、接合の数に1,150円を乗じて得た額との和となる。 従って、複合機器が複数基の場合における手数料額は、1基の手数料額に基数を乗じて得た額となる。ただし、弁類及び継手類のみで構成される複合機器が複数基ある場合にあっては、複合機器1基の手数料額に、弁類の総数に係るセット数を乗じて得た額とする。 </p>		

(15) 方法書第53条の冷凍空調施設工事業所の認定

	区 分	手数料（1事業所につき）
イ. 新規認定	(イ) フルオロカーボン冷媒 ① 冷凍能力3ト以上の冷凍施設 ② 冷凍能力3ト以上20ト未満の冷凍施設 (③を除く。) ③ 冷凍能力3ト以上20ト未満の冷凍施設 (パッケージ・ユニットのみのもの)	40,200 円 32,100 円 20,400 円
	(ロ) アンモニア冷媒 ① 冷凍能力3ト以上の冷凍施設 ② 冷凍能力3ト以上20ト未満の冷凍施設 (パッケージ・ユニットのみのもの)	40,200 円 20,400 円
	(ただし、イ(イ)とイ(ロ)の区分を同時に申請する場合は、イ(イ)とイ(ロ)の手数料額を合計した額とする。この場合において、イ(イ)又はイ(ロ)に該当する手数料額のうちいずれか低い方の額(同額の場合にあってはイ(ロ)の手数料額)を14,400円とする。)	
ロ. 更新認定	(イ) フルオロカーボン冷媒 ① 冷凍能力3ト以上の冷凍施設 ② 冷凍能力3ト以上20ト未満の冷凍施設 (③を除く。) ③ 冷凍能力3ト以上20ト未満の冷凍施設 (パッケージ・ユニットのみのもの)	30,700 円 26,600 円 14,900 円
	(ロ) アンモニア冷媒 ① 冷凍能力3ト以上の冷凍施設 ② 冷凍能力3ト以上20ト未満の冷凍施設 (パッケージ・ユニットのみのもの)	30,700 円 14,900 円
	(ただし、次の(i)から(iii)に掲げる二つの区分を同時に申請する場合は、それぞれの区分に該当する手数料額を合計した額とする。この場合において、それぞれ該当する手数料額のうちいずれか低い方の額(同額の場合にあってはロ(ロ)の手数料額)を14,400円とする。 (i) ロ(イ)及びロ(ロ) (ii) ロ(イ)及びイ(ロ) (iii) ロ(ロ)及びイ(イ))	
ハ. 認定の区分変更	(イ) フルオロカーボン冷媒 ① イ(イ)②からイ(イ)①への変更 ② イ(イ)③からイ(イ)②への変更 ③ イ(イ)③からイ(イ)①への変更	11,500 円 11,500 円 23,600 円
	(ロ) アンモニア冷媒 イ(ロ)②からイ(ロ)①への変更	23,600 円
	(ただし、次の(i)から(v)に掲げる二つの区分を同時に申請する場合は、それぞれ該当する手数料額を合計した額とする。 (i) ハ(イ)及びハ(ロ) (この場合において、それぞれ該当する手数料額のうちいずれか低い方の額(同額の場合にあってはハ(ロ)の手数料額)を10,700円とする。) (ii) ハ(イ)及びイ(ロ) (iii) ハ(イ)及びロ(ロ) (iv) ハ(ロ)及びイ(イ) (v) ハ(ロ)及びロ(イ))	
ニ. 認定の拡大更新	(イ) フルオロカーボン冷媒 ① ロ(イ)②とハ(イ)①を同時に申請する場合 ② ロ(イ)③とハ(イ)②を同時に申請する場合 ③ ロ(イ)③とハ(イ)③を同時に申請する場合	38,700 円 26,900 円 39,000 円
	(ロ) アンモニア冷媒 ロ(ロ)②とハ(ロ)を同時に申請する場合	39,000 円
	(ただし、次の(i)から(vii)に掲げる二つの区分を同時に申請する場合は、それぞれの区分に該当する手数料額を合計した額とする。この場合において、(i)、(ii)、(iii)、(v)及び(vi)にあっては、それぞれ該当する手数料額のうち、いずれか低い方の額(同額の場合にあってはニ(ロ)の手数料額)を14,400円とする。 (i) ニ(イ)及びニ(ロ) (ii) ニ(イ)及びイ(ロ) (iii) ニ(イ)及びロ(ロ) (iv) ニ(イ)及びハ(ロ) (v) ニ(ロ)及びイ(イ) (vi) ニ(ロ)及びロ(イ) (vii) ニ(ロ)及びハ(イ))	

(16) 方法書第55条の容器所有者に係る氏名等の登録等

	区	分	手数料（1件につき）
イ. 容器所有者に係る氏名等の登録	容器所有本数50,000本以上の者		92,400 円
	10,000本以上	50,000本未満の者	64,500 円
	5,000本以上	10,000本未満の者	46,000 円
	1,000本以上	5,000本未満の者	31,400 円
	100本以上	1,000本未満の者	25,600 円
	100本未満の者		5,370 円
ロ. 容器所有者に係る氏名等の登録更新	容器所有本数50,000本以上の者		52,200 円
	10,000本以上	50,000本未満の者	36,100 円
	5,000本以上	10,000本未満の者	26,100 円
	1,000本以上	5,000本未満の者	17,900 円
	100本以上	1,000本未満の者	13,900 円
	100本未満の者		4,030 円

3. 証明書等の交付等の手数料

(1) 講習修了証等の再交付又は写しの交付

区	分	手数料
イ. 写真の貼付を要しないもの		1枚につき 1,350 円
ロ. 写真の貼付を要するもの		1枚につき 1,730 円

(2) 方法書第45条第2項及び第51条第2項の検査合格証等の再交付

区	分	手数料
検査合格証等の再交付		1枚につき 2,670 円

(3) 方法書第55条第2項の登録票の再交付

区	分	手数料
登録票の再交付		1枚につき 2,340 円

(4) 方法書第42条の2第3項及び第42条の3第3項の認定指定設備技術基準適合書の再交付

区	分	手数料
認定指定設備技術基準適合書の再交付		1通につき 2,670 円

[制定]

この手数料の額は、平成元年4月1日から適用する。
ただし、方法書第33条第2項のCE受入側保安責任者講習手数料については、別に定める時期までは会員の場合13,300円、非会員の場合19,500円とする。

(平成元年3月31日届出)

[方法書第72条の2のガスクロマトグラフの型式認定手数料の制定(自主業務手数料から移行)]

この手数料の額は、平成元年8月31日から適用する。

(平成元年8月31日届出)

[方法書第74条の容器所有者に係る氏名等の登録等手数料の改定]

この手数料の額は、平成元年10月21日から適用する。

(平成元年10月9日届出)

**[方法書第68条の認定試験者に係る事前評価等のうち、①当該製造事業所が国内にある場合の評価等手数料の改定
②当該製造事業所が外国にある場合の評価等手数料の制定]**

この手数料の額は、平成元年10月23日から適用する。

(平成元年10月23日届出)

[方法書第84条の液化石油ガス用ガス漏れ警報器等の検定のうち、液化石油ガス用ガス漏れ警報器の検定中第1検定・第2検定吸引式漏えい検知装置の検定手数料の制定及び第2検定一体型警報器及び分離型警報器(検知部が1個のもの)の検定手数料の改定]

この手数料の額は、平成2年5月1日から適用する。

(平成2年5月1日届出)

[方法書第71条のコンビナート認定事業者の認定に係る事前評価手数料の改定]

この手数料の額は、平成3年1月30日から適用する。

(平成3年1月30日届出)

[定期改定]

[講習受講料・検定料の統合]

[方法書第35条の冷凍空調施設工事事業所認定関係講習のうち、付加講習+保安確認講習の保安確認講習手数料の廃止]

この手数料の額は、平成3年4月1日から適用する。
ただし、方法書第33条第2項のCE受入側保安責任者講習手数料については、別に定める時期までは会員の場合は16,000円、非会員の場合は24,000円とする。

(平成3年3月20日届出)

[方法書第32条第2項のポリエチレン管エレクトロ・フュージョンの施工に係る講習及び方法書第3条の2の同追加講習手数料の制定]

この手数料の額は、平成4年1月27日から適用する。

(平成4年1月27日届出)

[方法書第68条の認定試験者に係る事前評価等手数料の改定]

この手数料の額は、平成5年10月1日から適用する。

(平成5年9月14日届出)

[定期改定]

[方法書第69条の大臣特認に係る特別技術事前審査のうち、上記のいずれにも該当しない場合の審査手数料の制定]

[方法書第70条の高圧ガス設備の試験等手数料の区分変更]

[方法書第84条の液化石油ガス用ガス漏れ警報器等の検定のうち、液化石油ガス用ガス漏れ警報器の検定中第2検定雑ガス対策警報器の検定手数料の制定]

[方法書第32条の講習修了証の再交付手数料の廃止]

この手数料の額は、平成6年4月1日から適用する。

(平成6年3月16日届出)

[方法書第73条の2の液化石油ガスプラント検査事業者の認定手数料の改定及び同検査員追加認定(1資格追加につき)手数料の制定]

[方法書第74条の容器所有者に係る氏名等の登録等手数料の改定]

この手数料の額は、平成7年1月1日から適用する。

(平成6年11月24日届出)

[方法書第32条第1項のポリエチレン管ヒート・フュージョンの施工に係る講習及び同条第2項のポリエチレン管エレクトロ・フュージョンの施工に係る講習手数料の改定及び方法書第32条の2の同追加講習手数料の廃止]

[方法書第84条の液化石油ガス用ガス漏れ警報器等の検定のうち、①液化石油ガス用ガス漏れ警報器の検定中第2検定雑ガス対策警報器の検定手数料の名称変更(一体型警報器(誤報防止型))及び分離型警報器(誤報防止型)の検定手数料の制定 ②液化石油ガス用ガス漏れ警報器の検定(複合型)手数料の制定]

この手数料の額は、平成7年4月1日から適用する。

(平成7年3月22日届出)

[方法書第71条の2の完成検査認定事業者の認定に係る事前評価手数料の制定]

この手数料の額は、平成8年2月1日から適用する。

(平成8年1月31日届出)

[方法書第84条の液化石油ガス用ガス漏れ警報器等の検定のうち、液化石油ガス用ガス漏れ警報器の検定及び同(複合型)中品質保証確認審査及び品質確認検査手数料の制定]

この手数料の額は、平成8年4月1日から適用する。

(平成8年3月29日届出)

[法改正に伴う改定・消費税率の改定に伴う改定・定期改定]

[方法書第18条の調査員講習手数料の廃止(認可手数料へ移行)]

[方法書第21条第2項のポリエチレン管エレクトロ・フュージョンの施工に係る講習のうち、修了試験手数料の制定]

[方法書第22条第1項の配管用フレキ管講習のうち、修了試験手数料の制定]

[方法書第45条のCEの移設検査手数料の区分変更]

[旧方法書第65条の容器材料の鋼種認定手数料の廃止]

[方法書第50条の大臣特認に係る特定案件事前評価手数料の区分変更]

[方法書第51条の高圧ガス設備の試験等手数料の区分変更]

[旧方法書第71条のコンビナート認定事業者の認定に係る事前評価手数料の廃止(方法書第28条及び第30条の認定完成検査・保安検査実施者の認定に係る調査手数料として認可手数料へ移行)]

[旧方法書第71条の2の完成検査認定事業者の認定に係る事前評価手数料の廃止(方法書第28条及び第30条の認定完成検査・保安検査実施者の認定に係る調査手数料として認可手数料へ移行)]

[方法書第52条のLPガスバルク供給用附属機器の型式認定手数料の区分変更]

[旧方法書第72条の2のガスクロマトグラフの型式認定手数料の廃止]

[講習修了証等の再交付又は写しの交付のうち、写真の貼付を要しないもの手数料の制定]

この手数料の額は、平成9年4月1日から適用する。

(平成9年3月19日届出)

[方法書第51条の液化石油ガスバルク用液面計の検査手数料の制定]

この手数料の額は、平成9年10月1日から適用する。

(平成9年9月30日届出)

[方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価手数料の制定]

[方法書第54条の高圧ガスプラント検査事業者の認定手数料等の改定(制度改正)]

この手数料の額は、平成10年4月1日から適用する。

ただし、高圧ガスプラントの検査事業者の認定において、制度改正の暫定処置に伴う更新手続における審査に係る手数料は、更新期間1ヶ月につき10,000円とする。

(平成10年3月31日届出)

[方法書第61条の液化石油ガス用ガス漏れ警報器等の検定手数料の廃止(自主手数料へ移行)]

この手数料の額は、平成10年4月1日から適用する。

(平成10年3月31日業務方法書認可)

[方法書第24条の液化石油ガス容器検査所検査主任者等講習手数料の廃止(自主手数料へ移行)]

[方法書第46条のCE施設保安点検等手数料の廃止(自主手数料へ移行)]

[方法書第52条のLPガスバルク供給用附属機器の型式認定手数料の廃止(自主手数料へ移行)]

[方法書第54条の高圧ガスプラント検査事業者の認定手数料の廃止(自主手数料へ移行)]

[方法書第54条の検査員資格証明書の交付及び書換手数料の廃止(自主手数料へ移行)]

この手数料の額は、平成10年11月10日から適用する。

(平成10年11月10日業務方法書認可)

[方法書第25条の特定材料ガス管理責任者等講習手数料の廃止]
[政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令手数料の改定に伴う改定]

[方法書第49条の認定試験者に係る事前評価等のうち、当該製造事業所が外国にある場合の移動に係る人件費及び旅費の明確化]
この手数料の額は、平成12年4月1日から適用する。

(平成12年3月15日届出)

[方法書第50条の大臣特認に係る特定案件事前評価手数料及び方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価手数料に係る
ただし書の制定]

この手数料の額は、平成12年4月1日から適用する。

(平成12年5月29日届出)

[方法書第43条の多孔質物性能試験手数料の制定(認可手数料から移行)]

この手数料の額は、平成13年3月26日から適用する。

(平成13年3月19日業務方法書認可)

[方法書第42条の2第3項の認定指定設備技術基準適合書の再交付手数料の制定]

この手数料の額は、平成13年5月1日から実施する。

(平成13年4月19日届出)

[方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価手数料のうち、岩盤貯槽に係る詳細基準事前評価手数料の
制定]

この手数料の額は、平成14年10月1日から実施する。

(平成14年9月24日届出)

[方法書第21条第1項のポリエチレン管ヒート・フュージョンの施工に係る講習手数料の改定(非会員手数料の廃止)]
[方法書第21条第2項のポリエチレン管エレクトロ・フュージョンの施工に係る講習手数料の改定(非会員手数料の廃止)]

この手数料の額は、平成16年4月1日から実施する。

(平成16年3月29日届出)

[方法書第51条の高圧ガス設備の試験等手数料の脚注の改定]

この脚注は、平成16年5月6日から実施し、平成16年1月1日より適用する。

(平成16年4月22日決裁)

[方法書第26条の冷凍空調施設工事業所認定関係講習手数料の改定]

[方法書第53条の冷凍空調施設工事業所の認定手数料の改定]

この手数料の額は、平成19年1月17日から実施する。

(平成19年1月17日届出)

[方法書第44条の冷凍施設の検査手数料の廃止]

この手数料の額は、平成19年7月1日から実施する。

(平成19年6月21日届出)

[方法書第51条の高圧ガス設備の試験等の改定]

この手数料の額は、平成20年4月1日から実施する。

(平成20年1月17日届出)

[方法書第51条の高圧ガス設備の試験等手数料の改定]

この手数料の額は、平成28年4月1日から実施する。

(平成28年3月30日届出)

[方法書第42条の3第3項の認定指定設備技術基準適合書の再交付手数料の改定]

この手数料の額は、平成28年7月11日から実施する。

(平成28年7月8日届出)

[方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価手数料及び方法書第3条の2の基準の審査手数料の制定]

この手数料の額は、平成28年12月22日から実施する。

(平成28年12月12日届出)

**[方法書第28条の2及び第30条の2の特定認定完成検査・特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査手数料
及び方法書第28条の3の自主保安高度化事業者の認定に係る調査手数料の制定]**

この手数料の額は、平成29年6月1日から実施する。

(平成29年5月11日届出)

[消費税率引き上げ等に伴う改定]

この手数料の額は、令和元年10月1日から実施する。

(令和元年5月20日届出)

**[方法書第3条の2の基準の審査手数料(耐震性能に係るものに限る)、第48条の耐震構造計算プログラム認証手数料
及び第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価手数料(耐震性能に係るものに限る)の制定]**

この手数料の額は、令和元年10月1日から実施する。

(令和元年9月4日届出)

[方法書第28条の2及び第30条の2の特定認定完成検査・特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査手数料の改定]

この手数料の額は、令和元年12月23日から実施する。

(令和元年12月18日届出)

[方法書第21条第2項のポリエチレン管エレクトロ・フュージョンの施工に係る講習手数料の改定]

[方法書第22条第1項の配管用フレキ管講習手数料の改定]

この手数料の額は、令和3年10月1日から実施する。

(令和3年7月15日届出)

**[方法書第49条の2の冷媒設備の大臣認定試験者に係る事前評価等及び第49条の3の冷媒設備の設計強度確認試験、溶接施工法承認
及び強度試験適用承認手数料の制定]**

この手数料の額は、令和4年10月1日から実施する。

(令和4年9月30日届出)

[方法書第30条3の認定保安検査実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価手数料の制定]

この手数料の額は、令和4年11月11日から実施する。

(令和4年11月10日届出)

[方法書第28条3の自主保安高度化事業者の認定に係る調査手数料の改定]

[方法書第30条4の認定高度保安実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価手数料の制定]

この手数料の額は、令和5年12月21日から実施する。

(令和5年12月21日届出)

[定期改定]

この手数料の額は、令和7年4月1日から施行する。

(令和6年12月3日届出)

(自主業務手数料)

Ⅲ 方法書第67条に規定する手数料の額は、次のとおりとする。(手数料はすべて消費税込み)

1. 受講料等

(1)冷凍機器溶接士講習(検定料を含む。)

区	分	手 数 料
冷凍機器溶接士講習	会員の場合	12,700 円
	非会員の場合	19,300 円

(2)CE保安講習

区	分	手 数 料
C E 保安講習	会員の場合	6,780 円
	非会員の場合	9,080 円

(3)特殊材料ガス保安講習

区	分	手 数 料
特殊材料ガス保安講習	会員の場合	6,790 円
	非会員の場合	9,090 円

(4)ポリエチレン管講習実施者の確認

区	分	手 数 料
ポリエチレン管講習実施者の確認		19,900 円

2. 検査手数料

(1)ガス事業法に規定する特定ガス工作物の使用前検査

区	分	手 数 料
イ. 気化装置の工事を伴うもの		89,400 円
ロ. イ以外のもの		64,800 円

3. 検定手数料

(1) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器の検定

区	分	手 数 料
イ. 工場審査		69,500 円
ロ. 第 1 検定	一体型警報器（警報部分離型の本体警報器及び集中式に使用するものを含む。以下同じ。） 分離型警報器（警報部分離型の本体警報器及び集中式に使用するものを含む。以下同じ。） 検知部が 1 個のもの 検知部が 2 個のもの 検知部が 2 個を超えるもの 警報部分離型 分離警報部 集中式 中継部 電気を供給される方式のもの 外部負荷に電気を供給する回路を有するもの その他 電気を供給されない方式のもの 予備電源付 その他 受信部 1 級（地下室等用） 2 級（その他共同住宅等用） 吸引式漏えい検知装置 バルク用ガス漏れ検知器	86,000 円 86,000 円 93,000 円 93,000 円に検知部が 1 個増すごとに 6,810 円を加算した額 37,400 円 41,700 円 41,700 円 44,300 円 44,300 円 66,600 円 59,600 円 72,200 円 86,000 円
ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合	69,500 円 47,000 円
ニ. 品質確認検査	一体型警報器 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 分離型警報器 検知部が 1 個のもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 検知部が 2 個のもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 検知部が 2 個を超えるもの 警報部分離型 分離警報部 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 集中式 中継部 電気を供給される方式のもの 外部負荷に電気を供給する回路を有するもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 その他 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合	86,000 円 42,500 円 86,000 円 42,500 円 93,000 円 43,400 円 93,000 円に検知部が 1 個増すごとに 6,810 円を加算した額 37,400 円 27,400 円 41,700 円 32,900 円 41,700 円 32,900 円

	<p>電気を供給されない方式のもの 予備電源付 変更があった場合 44,300 円 変更なし又は軽微な変更の場合 34,300 円 その他 変更があった場合 44,300 円 変更なし又は軽微な変更の場合 34,300 円</p> <p>受信部 1級（地下室等用） 変更があった場合 66,600 円 変更なし又は軽微な変更の場合 50,400 円 2級（その他共同住宅等用） 変更があった場合 59,600 円 変更なし又は軽微な変更の場合 45,200 円</p> <p>吸引式漏えい検知装置 変更があった場合 72,200 円 変更なし又は軽微な変更の場合 41,900 円</p> <p>バルク用ガス漏れ検知器 変更があった場合 86,000 円 変更なし又は軽微な変更の場合 42,500 円</p>	
ホ. 第2検定	<p>一体型警報器 一体型警報器（誤報防止型） 分離型警報器 検知部が1個のもの 26 円 検知部が1個のもの（誤報防止型） 31 円 検知部が2個のもの 42 円 検知部が2個のもの（誤報防止型） 49 円 検知部が2個を超えるもの 検知部が2個を超えるもの（誤報防止型）</p> <p>警報部分離型 分離警報部 12 円 集中式 中継部 電気を供給される方式のもの 外部負荷に電気を供給する回路を有するもの 646 円 その他 66 円 電気を供給されない方式のもの 予備電源付 751 円 その他 646 円</p> <p>受信部 1級（地下室等用） 1回線につき 108 円 2級（その他共同住宅等用） 1回線につき 80 円</p> <p>吸引式漏えい検知装置 1,160 円 バルク用ガス漏れ検知器 一体型（検知部が1個の分離型を含む。） 76 円 検知部 64 円</p>	<p>1個につき</p> <p>警報器1個につき42円に検知部が1個増すごとに12円を加算した額 警報器1個につき49円に検知部が1個増すごとに12円を加算した額</p>
ヘ. 予備審査		<p>1件につき、第1検定の区分に応じて、それぞれその手数料に 13,900 円を加算した額 この場合において、分離型警報器については検知部が1個のものの手数料を基礎とする。</p>

(2) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器(複合型)の検定

区	分	手 数 料
イ. 工場審査		69,500 円
ロ. 第 1 検定	(イ) 疑似信号が用いられるもの 一体型警報器 分離型警報器 検知部が 1 個のもの 検知部が 2 個のもの 検知部が 2 個を超えるもの (ロ) 疑似信号が用いられないもの 一体型警報器 分離型警報器 検知部が 1 個のもの 検知部が 2 個のもの 検知部が 2 個を超えるもの	90,000 円 90,000 円 114,100 円 114,100 円に検知部が 1 個増すごとに 7,290 円を加算した額 131,800 円 131,800 円 167,300 円 167,300 円に検知部が 1 個増すごとに 10,700 円を加算した額
ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合	69,500 円 47,000 円
ニ. 品質確認検査	(イ) 疑似信号が用いられるもの 一体型警報器 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 分離型警報器 検知部が 1 個のもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 検知部が 2 個のもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 検知部が 2 個を超えるもの (ロ) 疑似信号が用いられないもの 一体型警報器 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 分離型警報器 検知部が 1 個のもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 検知部が 2 個のもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 検知部が 2 個を超えるもの	90,000 円 42,600 円 90,000 円 42,600 円 114,100 円 51,200 円 114,100 円に検知部が 1 個増すごとに 7,290 円を加算した額 131,800 円 43,800 円 131,800 円 43,800 円 167,200 円 52,200 円 167,200 円に検知部が 1 個増すごとに 10,700 円を加算した額

ホ. 第2検定	(イ) 疑似信号が用いられるもの 一体型警報器 分離型警報器 検知部が1個のもの 検知部が2個のもの 検知部が2個を超えるもの (ロ) 疑似信号が用いられないもの 一体型警報器 分離型警報器 検知部が1個のもの 検知部が2個のもの 検知部が2個を超えるもの (ハ) 警報部と検知部を分けて受検する場合	(警報器1個につき)
		40円 40円 47円 警報器1個につき47円に検知部が1個増すごとに12円を加算した額 55円 55円 75円 警報器1個につき75円に検知部が1個増すごとに12円を加算した額 警報部1個につき27円 検知部1個につき35円

注1: 液化石油ガス用ガス漏れ警報器(複合型)の誤報防止機能を有する型式については、当該警報器(複合型)の手数料と同等とする。

注2: 液化石油ガス用ガス漏れ警報器(複合型)と液化石油ガス用不完全燃焼警報器の検知部を同時に検査申請した場合、液化石油ガス用ガス漏れ警報器(複合型)の手数料は以下のとおりとする。

区 分		手 数 料
第1検定	一体型警報器 分離型警報器 検知部が1個のもの 検知部が2個のもの 検知部が2個を超えるもの	(1件につき)
		90,000円 90,000円 98,100円 98,100円に検知部が1個増すごとに7,290円を加算した額
第2検定	一体型警報器 分離型警報器 検知部が1個のもの 検知部が2個のもの 検知部が2個を超えるもの	(警報器1個につき)
		37円 37円 47円 警報器1個につき47円に検知部が1個増すごとに12円を加算した額

注3: 警報部(複合型)と液化石油ガス用不完全燃焼警報器の検知部を同時に検査申請した場合、警報部(複合型)の第2検定手数料は以下のとおりとする。

区 分	手 数 料
疑似信号が用いられるもの	警報部1個につき5円
疑似信号が用いられないもの	警報部1個につき20円

(3) 液化石油ガス用不完全燃焼警報器の検定

区 分		手 数 料
イ. 工場審査		69,500 円
ロ. 第 1 検定	一体型警報器 分離型警報器 検知部が 1 個のもの 検知部が 2 個のもの 検知部が 2 個を超えるもの 検知部	86,000 円 86,000 円 109,300 円 109,300 円に検知部が 1 個増すごとに 7,290 円を加算した額 80,900 円
ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合	69,500 円 47,000 円
ニ. 品質確認検査	一体型警報器 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 分離型警報器 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 検知部 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合	86,000 円 42,500 円 86,000 円 42,500 円 80,900 円 42,500 円
ホ. 第 2 検定		(警報器 1 個につき)
	一体型警報器 分離型警報器 検知部が 1 個のもの 検知部が 2 個のもの 検知部が 2 個を超えるもの 検知部	44 円 44 円 62 円 警報器 1 個につき 62 円に検知部が 1 個増すごとに 18 円を加算した額 検知部 1 個につき 35 円

(4) 液化石油ガス検知器に係る検定

区 分		手 数 料
イ. 型式検定		69,500 円
ロ. 工場審査		69,500 円
ハ. 個別検定	本体 検知部	検知器 1 個につき 1,350 円 1 個につき 39 円
ニ. 予備検査		100,000 円

(5) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器に附属する機器(制御部)の検定

区 分		手 数 料
イ. 工場審査		69,500 円
ロ. 第 1 検定		41,700 円
ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合	69,500 円 47,000 円
ニ. 品質確認検査	変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合	41,700 円 27,100 円
ホ. 第 2 検定		(1 個につき)
	一体型(入力部が 1 個の分離型を含む。) 入力部(又は出力部)	54 円 42 円

(6) 情報表示盤の検定

区 分		手 数 料
イ. 工場審査		69,500 円
ロ. 第 1 検定	親機 1 個及び子機 1 個のもの 親機 1 個及び子機 2 個のもの 親機 1 個及び子機 2 個を超えるもの	55,500 円 62,500 円 62,500 円に子機 1 個増すごとに 6,810 円を加算した額
ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合	69,500 円 47,000 円
ニ. 品質確認検査	親機 1 個及び子機 1 個のもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 親機 1 個及び子機 2 個のもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 親機 1 個及び子機 2 個を超えるもの	55,500 円 38,900 円 62,500 円 39,300 円 62,500 円に子機 1 個増すごとに 6,810 円を加算した額
ホ. 第 2 検定	親機 1 個及び子機 1 個のもの 親機 1 個及び子機 2 個のもの 親機 1 個及び子機 2 個を超えるもの	54 円 66 円 66 円に子機 1 個増すごとに 13 円を加算した額

第2検定は、1人1日の検定手数料が 16,200 円未満のときは16,200 円に切り上げるものとする。

4. 認定・審査等手数料

(1) CE施設保安点検等

区 分	手 数 料
処理容積 200m ³ 以上の設備	76,500 円
処理容積 200m ³ 未満の設備	44,100 円

(2) 液化石油ガスバルク供給用附属機器の型式認定

区 分	手 数 料
イ. 工場認定	1 申請につき 206,000 円
ロ. 型式認定	1 型式につき 76,000 円

(3) 小型高圧ガス容器の型式認定

区 分	手 数 料
イ. 工場認定	1 事業所につき 142,700 円
ロ. 型式認定	1 型式につき 71,300 円 1 型式増すごとに、これに 40,800 円を加算した額

(4) SFE/SFC認定

区 分	手 数 料
イ. SFE/SFCの 装置本体	基本料金 以降、 装置本体の台数 1 システムにつき 112,100 円 1 台増すごとに、これに 44,800 円を加算した額
ロ. SFE/SFCで 使用されるカラム	基本料金 以降、 カラムの本数 1 型式につき 33,600 円 1 本増すごとに、これに 1,120 円を加算した額

(5) 検査事業者の認定

区 分	手 数 料
イ. 高圧ガスプラント検査 事業者の認定	<p>(イ) 新規認定 基本料金（1 事業所 1 認定区分を認定する手数料） 以降、 事業者が認定を申請する事業所 事業者が認定を申請する認定区分 1,152,000 円 1 増すごとに 56,000 円 1 増すごとに 56,000 円 を加算した額</p> <p>(ロ) 再認定 基本料金（1 事業所 1 認定区分を認定する手数料） 以降、 事業者が認定を申請する事業所 事業者が認定を申請する認定区分 799,900 円 1 増すごとに 56,000 円 1 増すごとに 56,000 円 を加算した額</p> <p>(ハ) 甲種拡大認定 ① ②以外の場合 基本料金（1 事業所又は 1 認定区分を拡大する手数料） 以降、 事業者が拡大を申請する事業所 事業者が拡大を申請する認定区分 305,700 円 1 増すごとに 56,000 円 1 増すごとに 56,000 円 を加算した額</p>

	<p>② 次の認定のいずれかと同時に実施する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガスプラント検査事業者の再認定 ・ 液化石油ガスタンクローリ検査事業者の新規認定又は再認定 <p>事業者が拡大を申請する事業所 事業者が拡大を申請する認定区分</p> <p>(二) 乙種拡大認定</p> <p>① ②以外の場合</p> <p>基本料金（1認定区分を拡大する手数料）以降、 事業者が拡大を申請する認定区分</p> <p>② 次の認定のいずれかと同時に実施する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガスプラント検査事業者の再認定又は甲種拡大認定 ・ 液化石油ガスタンクローリ検査事業者の新規認定又は再認定 <p>事業者が拡大を申請する認定区分</p> <p>(ホ) 承継</p> <p>① 確認調査を実施する場合</p> <p>② 確認調査を実施しない場合</p>	<p>1増すごとに 56,000 円 1増すごとに 56,000 円 を加算した額</p> <p>168,100 円</p> <p>1増すごとに 33,600 円 を加算した額</p> <p>1増すごとに 33,600 円 を加算した額</p> <p>275,100 円</p> <p>51,000 円</p>
ロ. 液化石油ガスタンクローリ検査事業者の認定	<p>(イ) 新規認定</p> <p>① ②以外の場合</p> <p>② 高圧ガスプラント検査事業者の認定（新規認定及び再認定に限る。）と同時に実施する場合</p> <p>(ロ) 再認定</p> <p>① ②以外の場合</p> <p>② 高圧ガスプラント検査事業者の認定（新規認定及び再認定に限る。）と同時に実施する場合</p> <p>(ハ) 承継</p> <p>① 確認調査を実施する場合</p> <p>(i) (ii) 以外の場合</p> <p>(ii) 高圧ガスプラント検査事業者の承継（確認調査を実施する場合に限る。）と同時に実施する場合</p> <p>② 確認調査を実施しない場合</p> <p>(i) (ii) 以外の場合</p> <p>(ii) 高圧ガスプラント検査事業者の承継と同時に実施する場合</p>	<p>942,600 円</p> <p>468,800 円</p> <p>662,400 円</p> <p>326,100 円</p> <p>224,200 円</p> <p>112,100 円</p> <p>45,900 円</p> <p>22,400 円</p>
ハ. イ. (イ) 及びロ. (イ)の申請に係る検査員1人につき		2,290 円
ニ. 検査員認定(1人につき)		5,760 円
ホ. 検査員証更新(1人につき)		2,290 円
ヘ. 検査員証再交付(1人につき)		2,290 円

(6) 品質システムの審査登録

区 分		手 数 料
イ. 新規の審査登録料	(イ) 申請料 (ロ) 基本料金 (ハ) 事前現地訪問調査 (ニ) 審査料 ※ (ホ) 登録証の発行	1件につき 73,300 円 1件につき 314,200 円 審査員1人1時間につき 10,230 円 審査員1人1時間につき 20,460 円 日本語版1枚につき 10,400 円 英語版1枚につき 20,900 円
ロ. 審査登録の維持料	(イ) 登録維持料 (ロ) 審査料 ※ (ハ) 登録証の発行 (内容に変更のある場合)	1年間につき 52,300 円 審査員1人1時間につき 20,460 円 日本語版1枚につき 10,400 円 英語版1枚につき 20,900 円
ハ. 更新の審査登録料		イの新規に準じる。ただし、(イ)の申請料及び(ハ)の事前現地訪問調査は不要。

※審査料とは、事前調整打合せ、書類審査、審査実行計画作成等の準備作業、現地審査、審査結果説明、是正処理後の確認、報告書作成等をいう。

事前現地訪問調査、現地審査等のための移動に係る旅費（当協会旅費規程による。）及び人件費（審査員1人1時間につき 10,230 円）は、申請者の負担とする。

(7) 環境マネジメントシステムの審査登録

区 分		手 数 料
イ. 新規の審査登録料	(イ) 申請料 (ロ) 基本料金 (ハ) 事前現地訪問調査 (ニ) 審査料 ※ (ホ) 登録証の発行	1件につき 73,300 円 1件につき 314,200 円 審査員1人1時間につき 10,230 円 審査員1人1時間につき 20,460 円 日本語版1枚につき 10,400 円 英語版1枚につき 20,900 円
ロ. 審査登録の維持料	(イ) 登録維持料 (ロ) 審査料 ※ (ハ) 登録証の発行 (内容に変更のある場合)	1年間につき 52,300 円 審査員1人1時間につき 20,460 円 日本語版1枚につき 10,400 円 英語版1枚につき 20,900 円
ハ. 更新の審査登録料		イの新規に準じる。ただし、(イ)の申請料及び(ハ)の事前現地訪問調査は不要。

※審査料とは、事前調整打合せ、書類審査、審査実行計画作成等の準備作業、現地審査、審査結果説明、是正処理後の確認、報告書作成等をいう。

事前現地訪問調査、現地審査等のための移動に係る旅費（当協会旅費規程による。）及び人件費（審査員1人1時間につき 10,230 円）は、申請者の負担とする。

(8) 労働安全衛生マネジメントシステムの審査登録

区 分		手 数 料
イ. 新規の審査登録料	(イ) 申請料 (ロ) 基本料金 (ハ) 事前現地訪問調査 (ニ) 審査料 ※ (ホ) 登録証の発行	1件につき 73,300 円 1件につき 314,200 円 審査員 1人 1時間につき 10,230 円 審査員 1人 1時間につき 20,460 円 日本語版 1枚につき 10,400 円 英語版 1枚につき 20,900 円
ロ. 審査登録の維持料	(イ) 登録維持料 (ロ) 審査料 ※ (ハ) 登録証の発行 (内容に変更のある場合)	1年間につき 52,300 円 審査員 1人 1時間につき 20,460 円 日本語版 1枚につき 10,400 円 英語版 1枚につき 20,900 円
ハ. 更新の審査登録料		イの新規に準じる。ただし、(イ)の申請料は不要。

※審査料とは、事前調整打合せ、書類審査、審査実行計画作成等の準備作業、現地審査、審査結果説明、是正処理後の確認、報告書作成等をいう。

事前現地訪問調査、現地審査等のための移動に係る旅費（当協会旅費規程による。）及び人件費（審査員 1人 1時間につき 10,230 円）は、申請者の負担とする。

(9) JISHA方式適格OSHMSの認定

区 分		手 数 料
イ. 新規の審査登録料	(イ) 申請料 (ロ) 基本料金 (ハ) 審査料 ※ (ニ) 登録証の発行	1件につき 73,300 円 1件につき 314,200 円 審査員 1人 1時間につき 20,460 円 日本語版 1枚につき 3,300 円 英語版 1枚につき 3,300 円
ロ. 審査登録の維持料	(イ) 登録維持料	1年間につき 52,300 円
ハ. 更新の審査登録料		イの新規に準じる。ただし、(イ)の申請料は不要。

※審査料とは、書類審査、審査実行計画作成等の準備作業、現地審査、審査結果説明、是正処理後の確認、報告書作成等をいう。

事前現地訪問調査、現地審査等のための移動に係る旅費（当協会旅費規程による。）及び人件費（審査員 1人 1時間につき 10,230 円）は、申請者の負担とする。

5. 証明書等の交付等の手数料

(1) 講習修了証等の再交付又は写しの交付

区	分	手数料
イ.	写真の貼付を要しないもの	1枚につき 1,350 円
ロ.	写真の貼付を要するもの	1枚につき 1,730 円

(2) 冷凍機器溶接士

区	分	手数料
イ.	認定証明書（新規）	1枚につき 9,510 円
ロ.	認定証明書（更新）	1枚につき 8,390 円
ハ.	認定証明書再交付	1枚につき 5,410 円

(3) 英文証明書

区	分	手数料
	英文証明書	1枚につき 8,250 円

(4) 高圧ガス・液化石油ガス資格試験合格証明書

区	分	手数料
	高圧ガス・液化石油ガス資格試験合格証明書	1枚につき 1,350 円

(5) 検査に係る検査証等の再交付で個別に定めていないもの

区	分	手数料
	検査に係る検査証等の再交付で個別に定めていないもの	1枚につき 2,670 円

[制定]

この手数料の額は、昭和62年5月1日から適用する。

(昭和62年5月1日制定)

[液化石油ガスプラント検査事業者の認定手数料の廃止(届け出手数料へ移行)]

この手数料の額は、平成62年10月16日から適用する。

(昭和62年10月16日改定)

[消費税導入に伴う改定]

[証明書等の交付等のうち、英文証明書及び高圧ガス・液化石油ガス資格試験合格証明書の交付手数料の制定]

この手数料の額は、平成元年4月1日から適用する。

(平成元年3月31日改定)

[ガスクロマトグラフの型式検定等手数料の廃止(届け出手数料へ移行)]

この手数料の額は、平成元年8月31日から適用する。

(平成元年8月31日改定)

[定期改定]

[講習受講料・検定料の統合]

この手数料の額は、平成3年4月1日から適用する。

(平成3年4月1日改定)

[品質システムの審査登録手数料の制定]

この手数料の額は、平成5年7月20日から適用する。

(平成5年7月20日改定)

[CE保安講習手数料の制定]

この手数料の額は、平成5年11月1日から適用する。

(平成5年11月1日改定)

[定期改定]

[液化石油ガス用不完全燃焼警報器の検定手数料の制定]

この手数料の額は、平成6年4月1日から適用する。

(平成6年3月15日改定)

[液化石油ガスタンクローリ検査事業者の認定手数料の改定及び同検査員追加認定(1資格追加につき)手数料の制定]

この手数料の額は、平成7年1月1日から適用する。

(平成6年10月17日改定)

[冷凍機器溶接士講習手数料の改定]

[特殊材料ガス保安講習手数料の制定]

[特別冷凍装置検査員講習手数料の改定]

[液化石油ガス用ガス漏れ警報器等の検定のうち、液化石油ガス用不完全燃焼警報器の検定第1検定・第2検定分離型警報器及び検知部の検定手数料の制定]

この手数料の額は、平成7年4月1日から適用する。

(平成7年3月22日改定)

[液化石油ガス用ガス漏れ警報器に附属する機器(制御部)の検定及び情報表示板の検定のうち、品質保証確認審査及び品質確認検査手数料の制定]

この手数料の額は、平成8年4月1日から適用する。

(平成8年3月28日改定)

[環境マネジメントシステムの審査登録手数料の制定]

この手数料の額は、平成8年7月1日から適用する。

(平成8年10月2日改定)

[保安業務員講習手数料の制定]

この手数料の額は、平成8年10月30日から適用する。

(平成8年10月30日改定)

[講習修了証等の再交付手数料の制定]

この手数料の額は、平成8年11月25日から適用する。

(平成8年11月25日改定)

[法改正に伴う改定・消費税率の改定に伴う改定・定期改定]

[保安業務員講習手数料の廃止(認可手数料へ移行)]

この手数料の額は、平成9年4月1日から適用する。

(平成9年3月19日改定)

[品質システムの審査登録手数料の改定及び区分変更]

この手数料の額は、平成9年10月1日から適用することとし、次のとおり運用する。

- ① 請求日が10月1日以降となっても、9月末までに実施した業務の部分については、旧料金を適用する。
- ② 平成9年5月末日までに申請を受け付けた事業者については、平成9年10月1日以降についても予備審査終了までの料金については旧料金を適用する。
- ③ ISO9001で従業員500人以上の区分の申請をした事業者については、平成9年9月30日までに本審査が終了しない場合、本審査料金から100,000円を差し引くこととする。

(平成9年4月7日改定)

[ポリエチレン管講習実施者の確認手数料の制定]

この手数料の額は、平成9年5月22日から適用する。

(平成9年5月22日改定)

[液化石油ガスタンクローリ検査事業者の認定手数料等の改定(制度改正)]

この手数料の額は、平成10年4月1日から適用する。

ただし、制度改正の暫定処置に伴う更新手続における審査に係る手数料は、更新期間1ヶ月につき10,000円とする。

(平成10年3月24日改定)

[液化石油ガス用ガス漏れ警報器等の検定手数料の制定(届出手数料から移行)]

この手数料の額は、平成10年4月1日から適用する。

(平成10年3月31日業務方法書認可)

[検査に係る検査証等の再交付で個別に定めていないもの手数料の制定]

この手数料の額は、平成10年7月1日から適用する。

(平成10年7月1日改定)

[液化石油ガス用ガス漏れ警報器(複合型)の第2検定のうち、複合型警報部及びLPガス検知部手数料の制定]

[液化石油ガスタンクローリ検査員資格証明書の再交付手数料の制定]

この手数料の額は、平成10年9月22日から適用する。

(平成10年9月22日改定)

[液化石油ガス容器検査所検査主任者等講習手数料の制定(届出手数料から移行)]

[CE施設保安点検等手数料の制定(届出手数料から移行)]

[LPガスバルク供給用附属機器の型式認定手数料の制定(届出手数料から移行)]

[高圧ガスプラント検査事業者の認定手数料の制定(届出手数料から移行)]

[高圧ガスプラント検査事業者検査員資格証明書の交付及び書換手数料の制定(届出手数料から移行)]

この手数料の額は、平成10年11月10日から適用する。

(平成10年11月10日業務方法書認可)

[労働安全衛生マネジメントシステムの審査登録手数料の制定]

この手数料の額は、業務方法書の改正に関する通商産業大臣の認可のあった日から適用する。

(平成12年3月15日改定)

(平成12年3月21日認可)

[ガス事業法に規定する特定ガス工作物の使用前検査手数料の制定]

この手数料の額は、当該業務の実施について、通商産業大臣の認可のあった日から適用する。

(平成12年10月18日改定)

(平成12年10月26日認可)

[液化石油ガス用ガス漏れ警報器検定手数料の改定]

この手数料の額は、平成14年4月1日から適用する。

(平成14年4月1日改定)

[JISHA方式適格OSHMSの認定手数料の制定]

この手数料の額は、平成16年10月1日から適用する。

(平成16年8月27日改定)

[品質・環境マネジメントシステムの審査登録のうち、事前現地訪問調査手数料の制定]

この手数料の額は、平成17年6月1日から適用する。

(平成17年6月21日改定)

[ガス事業法に規定する特定ガス工作物の使用前検査手数料の改定]

この手数料の額は、平成17年11月1日から適用する。

(平成17年10月27日改定)

[移動監視者資格切替講習の制定]

この手数料の額は、平成19年4月1日から適用する。

ただし、適用日から3年経過後は廃止することとする。

(平成19年2月6日改定)

[CE保安講習及び特殊材料ガス保安講習手数料の改定(制度改正)]

この手数料の額は、平成16年4月1日から適用する。

(平成19年5月16日改定)

[高圧ガスプラント検査事業者の認定手数料等の改定(制度改正)]

[液化石油ガスタンクローリ検査事業者の認定手数料等の改定(制度改正)]

この手数料の額は、平成20年9月1日から適用する。

(平成20年7月22日改定)

[JISHA方式労働安全衛生マネジメントシステム審査登録業務等の手数料の改定(制度改正)]

この手数料の額は、平成21年11月1日から適用する。

(平成21年10月22日改定)

[液化石油ガス用ガス漏れ警報器等に係る検定業務の手数料の改定(制度改正)]

この手数料の額は、平成22年1月1日から適用する。

(平成21年12月25日改定)

[認定検査事業者の検査員証発行業務に関する手数料の改定(制度改正)]

この手数料の額は、平成23年5月1日から適用する。

(平成23年3月22日改定)

[液化石油ガス用ガス漏れ警報器検定手数料の改定]

この手数料の額は、平成23年7月1日から適用する。

(平成23年6月8日改定)

[消費税率の改定に伴う改定(受講料等、検査手数料、認定・審査等手数料及び証明書等の交付等の手数料)]

[移動監視者資格切替講習、液化石油ガス機器等の型式検定、液化石油ガス用放出防止容器用弁の検定及び液化石油ガス機器等の認証マークの廃止]

この手数料の額は、平成26年4月1日から適用する。

(平成26年2月18日改定)

[冷凍機器溶接士の認定証明書の発行及び再交付手数料の改定]

この手数料の額は、平成30年4月1日から適用する。

(平成30年4月1日改定)

[SFE/SFC認定の手数料の制定]

この手数料の額は、平成30年8月1日から適用する。

(平成30年8月1日改定)

[消費税率引き上げ等に伴う改定]

この手数料の額は、令和元年10月1日から適用する。

(令和元年7月10日改定)

[特別冷凍装置検査員講習の廃止]

この手数料の額は、令和6年10月1日から施行する。

(令和6年10月1日改定)

[定期改定]

[液化石油ガス容器検査所検査主任者等講習手数料及びLPガス器具等技術審査手数料の廃止]

この手数料の額は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年4月1日改定)

方法書第65条に規定する手数料の額は、次のとおりとする。

ただし、I. 試験の手数料については、令和4年度以降の試験からの適用とする。

I. 試験

1. 製造保安責任者試験

区 分	手 数 料	
(1) 甲種化学責任者	書面受付	17,800 円
	インターネット受付	17,300 円
(2) 乙種化学責任者	書面受付	11,600 円※
	インターネット受付	11,100 円※
(3) 丙種化学責任者	書面受付	10,300 円※
	インターネット受付	9,800 円※
(4) 甲種機械責任者	書面受付	17,800 円
	インターネット受付	17,300 円
(5) 乙種機械責任者	書面受付	11,600 円※
	インターネット受付	11,100 円※
(6) 第一種冷凍機械責任者	書面受付	17,800 円
	インターネット受付	17,300 円
(7) 第二種冷凍機械責任者	書面受付	11,600 円※
	インターネット受付	11,100 円※
(8) 第三種冷凍機械責任者	書面受付	10,300 円※
	インターネット受付	9,800 円※

2. 販売主任者試験

区 分	手 数 料	
(1) 第一種販売主任者	書面受付	9,000 円※
	インターネット受付	8,500 円※
(2) 第二種販売主任者	書面受付	7,200 円※
	インターネット受付	6,700 円※

3. 液化石油ガス設備士試験

区 分	手 数 料	
液化石油ガス設備士試験	書面受付	23,200 円※
	インターネット受付	22,700 円※

II. 免状の交付等

1. 交付

区 分	手 数 料
(1) 製造保安責任者（甲種化学・甲種機械・第一種冷凍機械）	3,600 円
(2) 製造保安責任者（(1)を除く。）及び販売主任者	3,400 円※
(3) 液化石油ガス設備士	3,300 円※

2. 再交付

区 分	手 数 料
(1) 製造保安責任者（甲種化学・甲種機械・第一種冷凍機械）	2,550 円
(2) 製造保安責任者（(1)を除く。）及び販売主任者	2,400 円※
(3) 液化石油ガス設備士	2,300 円※

3. 書換（液化石油ガス設備士）

区 分	手 数 料
書換（液化石油ガス設備士）	1,200 円※

※は、都道府県が手数料条例で定めた手数料の額を示す。